

過疎地域持続的発展計画
(令和3年度～令和7年度)



雲 仙 市

～ 目 次 ～

1. 基本的な事項	1
（1）雲仙市の概況	1
（2）人口及び産業の推移と動向	3
（3）行財政の状況	5
（4）地域の持続的発展の基本方針	7
（5）地域の持続的発展のための基本目標	10
（6）計画の達成状況の評価に関する事項	10
（7）計画期間	10
（8）公共施設等総合管理計画との整合	10
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	13
（1）移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針	13
（ア）現況と問題点	13
（イ）その対策	14
（ウ）計画	16
（エ）公共施設等総合管理計画との整合	16
3. 産業の振興	17
（1）産業振興の方針	17
（2）農林水産業の振興	17
（3）地場産業の振興	17
（4）企業の誘致対策	17
（5）起業の促進	18
（6）商工業の振興	18
（7）観光及びレクリエーションの方向と施策	18
（ア）現況と問題点	18
（イ）その対策	21
（ウ）計画	25
（エ）産業振興促進事項	27
（オ）公共施設等総合管理計画との整合	27
4. 地域における情報化	28
（1）地域における情報化の方針	28
（ア）現況と問題点	28
（イ）その対策	28
（ウ）計画	28
（エ）公共施設等総合管理計画との整合	28

5. 交通施設の整備、交通手段の確保	29
(1) 交通体系の整備の方針	29
(2) 国道・県道及び市道の整備	29
(3) 農道、林道及び漁港関連道の整備	29
(ア) 現況と問題点	29
(イ) その対策	30
(ウ) 計画	31
(工) 公共施設等総合管理計画との整合	34
6. 生活環境の整備	35
(1) 生活環境の整備の方針	35
(ア) 現況と問題点	35
(イ) その対策	38
(ウ) 計画	39
(工) 公共施設等総合管理計画との整合	40
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	43
(1) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	43
(ア) 現況と問題点	44
(イ) その対策	46
(ウ) 計画	48
(工) 公共施設等総合管理計画との整合	49
8. 医療の確保	50
(1) 医療の確保の方針	50
(ア) 現況と問題点	50
(イ) その対策	50
(ウ) 計画	51
(工) 公共施設等総合管理計画との整合	51
9. 教育の振興	52
(1) 教育の振興の方針	52
(2) 図書館その他の社会教育施設等の整備等	52
(ア) 現況と問題点	52
(イ) その対策	53
(ウ) 計画	55
(工) 公共施設等総合管理計画との整合	56
10. 集落の整備	58
(1) 集落の整備の方針	58
(ア) 現況と問題点	58
(イ) その対策	58
(ウ) 計画	59
(工) 公共施設等総合管理計画との整合	59

11. 地域文化の振興等 -----	60
(1) 地域文化の振興等の方針-----	60
(2) 地域文化の振興等に係る施設の整備等-----	60
(ア) 現況と問題点-----	60
(イ) その対策-----	60
(ウ) 計画-----	60
(エ) 公共施設等総合管理計画との整合-----	61
12. 再生可能エネルギーの利用の推進 -----	62
(1) 再生可能エネルギーの利用の推進の方針-----	62
(ア) 現況と問題点-----	62
(イ) その対策-----	62
(ウ) 計画-----	63
(エ) 公共施設等総合管理計画との整合-----	63
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項 -----	64
(1) その他地域の持続的発展に関し必要な事項の方針-----	64
(ア) 現況と問題点-----	64
(イ) その対策-----	64
(ウ) 計画-----	64
(エ) 公共施設等総合管理計画との整合-----	64
事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分-----	65

1. 基本的な事項

(1) 雲仙市の概況

ア. 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

①自然的条件

本市は、長崎県の南東部、島原半島の北西部に雲仙普賢岳を取り巻くように位置し、北に有明海、西に橘湾と二つの海に面しており、市の中央部に位置する愛野地域は島原半島の陸の玄関口、多比良港は島原港、口之津港と並ぶ島原半島の海の玄関口となっており、半島全域の交通の要衝を占めている。

地勢は、雲仙山系の険しい山地とそれに連なる丘陵地及び海岸沿いに広がる平野部からなり、東西17km、南北24km、総面積（令和3年1月1日現在は214.31km²で、県全体（4,130.98km²）の5.2%を占めており、気候については、温暖多雨の恵まれた条件にある。

雲仙市役所から長崎県庁までは約36km、隣接する諫早市役所までは約15kmとなっているほか、最寄りの高速道路のインターチェンジとなる長崎自動車道・諫早ICからは19km、長崎空港から約36kmの位置にある。また、本市は、橘湾や有明海を望む美しい海岸線や普賢岳、雲仙地獄といった雄大な自然環境を有しており、日本最初の国立公園である雲仙天草国立公園及び島原半島県立公園に指定されている。

②歴史的条件

本市は、藩政時代には島原藩、鍋島藩に属していたが、明治4年の廃藩置県により島原県に属し、その後、長崎県の管轄となった。

町村制が施行された明治22年4月時点では、多比良村、土黒村、神代村、西郷村、伊福村、古部村、守山村、山田村、愛野村、千々石村、小浜村、北串山村、南串山村の13村で構成されていた。その後の合併を経て昭和44年4月に国見町、瑞穂町、吾妻町、愛野町、千々石町、小浜町、南串山町の7町構成となり、平成17年10月11日に7町が対等合併し、雲仙市が誕生した。

③社会・経済的條件

平成27年国勢調査によると、本市の人口は44,115人、世帯数は15,376世帯となっている。

生活圏は、市内、県央地区、島原半島の他市及び長崎市などが主要地であり、島原半島を一周する一般国道251号や一般国道57号、雲仙グリーンロード、愛野森山バイパスなどが本市と市外の生活圏を結ぶ主要道となっている。また、公共交通機関として、島鉄バスによる路線バス、諫早～島原外港間を走る島原鉄道があり、通勤や通学をはじめとする市民生活に欠くことのできない重要な交通手段となっている。平成30年度長崎県の市町民経済計算によると、本市の総生産額は1,106億1,300万円で、県全体の総生産額4兆6,765億5,600万円の2.4%を占めている。

本市の総生産額の産業別比率を見ると、第3次産業は734億4,100万円で66.4%、第2次産業は215億7,800万円で19.5%、第1次産業は149億3,500万円で13.5%の順となっている。

また、農業の総生産額については、本市の農業の割合（11.7%）が県の農業の割合（1.7%）

を大きく上回っており、本市が県内有数の農業地帯であることを示している。

イ. 過疎の状況

本市の人口は、雇用機会の少なさによる若年層の流出や少子化などの影響により、減少の一途をたどっている。平成 27 年国勢調査による人口は 44,115 人で、55 年前の昭和 35 年国勢調査による人口 70,418 人と比較して 26,303 人の減少となっている。

過疎の変遷については、昭和 55 年に旧千々石町が、平成 4 年に旧小浜町が、平成 12 年に旧南串山町がそれぞれ法定過疎市町村に指定されるとともに、旧国見町、旧瑞穂町、旧吾妻町についても県単過疎市町村に指定されていたが、平成 17 年 10 月 11 日の合併に伴い、旧過疎法 33 条第 1 項のみなし過疎が適用され、法定過疎市町村に指定されることとなった。

過疎地域自立促進特別措置法を含めたこれまでの取組により、本市の社会基盤は着実に改善されている。しかしながら、非過疎地域との格差は依然として是正されておらず、人口の流出にも歯止めがかかっていないのが実情である。

過疎地域からの脱却を図るためには、今後も引き続き社会基盤の整備に取り組むとともに、住民が誇りと愛着を持てるまちづくり、訪れる人々が住みたくなるまちづくりを推進し、地域の活性化を図っていく必要がある。

ウ. 社会経済的発展の方向の概要

上位計画に見る本地域のまちづくりの方向

雲仙市総合計画（計画期間：平成 29 年度～令和 8 年度）

本市は、雲仙市基本構想に基づく長期総合計画として、平成 29 年 3 月に「雲仙市まち・ひと・しごと創成総合戦略」を内包した「第 2 次雲仙市総合計画 2017～2026」を策定・公表した。この計画は、雲仙市の将来の発展に向け、市民と行政が一体となって、活力と魅力あるまちづくりに取り組むための指針であり、市政の総合的な経営指針となるものである。

本過疎地域持続的発展計画は、「第 2 次雲仙市総合計画」の下位計画として位置づけ、さらには「長崎県過疎地域持続的発展方針」などとの整合性を勘案しながら、各種施策を総合的かつ計画的に推進するものとし、真に豊かで魅力あるまちづくりと活力ある生き生きとした市民生活を実現していくため、本計画の基本的指針を次のとおり設定する。

雲仙市の将来像としては、「“つながり”で創る賑わいと豊かさを実感できるまち」を掲げ、その実現のための 5 本の基本方針を設定している。

基本方針 1：暮らしと安心

基本方針 2：産業と交流

基本方針 3：社会基盤と環境

基本方針 4：人財と郷土

基本方針 5：協働と戦略

(2) 人口及び産業の推移と動向

①人口

平成 27 年国勢調査における人口は 44,115 人で、長崎県全体(1,377,187 人)の 3.2% を占めており、前回調査(平成 22 年)と比べると 3,130 人(6.6%)の減少となっている。なお、同時期の長崎県全体の人口は、49,592 人(3.5%)の減少となっている。

平成 27 年国勢調査を年齢構成別に見ると、15 歳未満の年少人口が 5,530 人(総人口の 12.5%)、15 歳以上 65 歳未満の生産年齢人口が 24,559 人(同 55.7%)、このうち 30 歳未満の若年者層は 7,045 人(同 15.9%)、さらに 65 歳以上の高齢者人口が 13,978 人(同 31.7%)となっている。

前回調査(平成 22 年)と人口構成比を見た場合、年少人口の増減率が 12.3%減、生産年齢人口は 9.9%減、うち若年者層は 15.9%減となっており、逆に、高齢者人口は 2.7%増となっている。この期間の生産年齢人口の減少数(2,724 人)のうち約 5 割を若年者層が占めており、進学や本市における雇用機会の少なさが影響しているものと窺える。

また、長崎県の人口構成と比較した場合、年少人口が 0.5 ポイント、生産年齢人口が 1.7 ポイント下回っているが、高齢者人口は 2.1 ポイント上回っており、本市における深刻な高齢化の状況を示している。

今後の人口の見通しについては、総人口、年少人口、生産年齢人口ともに減少し続け、高齢者人口については年々増加していくものの、令和 7 年(2025 年)をピークに減少に転じ、今後も少子高齢化、過疎化が進行していくものと予想される。

②産業

平成 27 年国勢調査における本市の就業人口総数は 22,607 人で、前回調査(平成 22 年)から 167 人(0.7%)減少している。

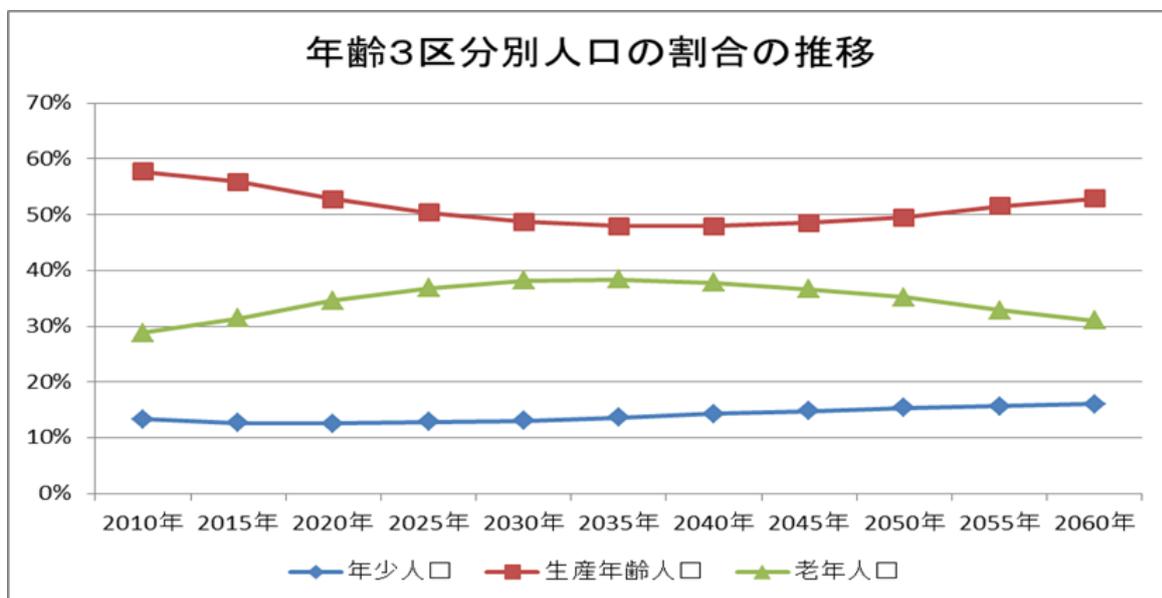
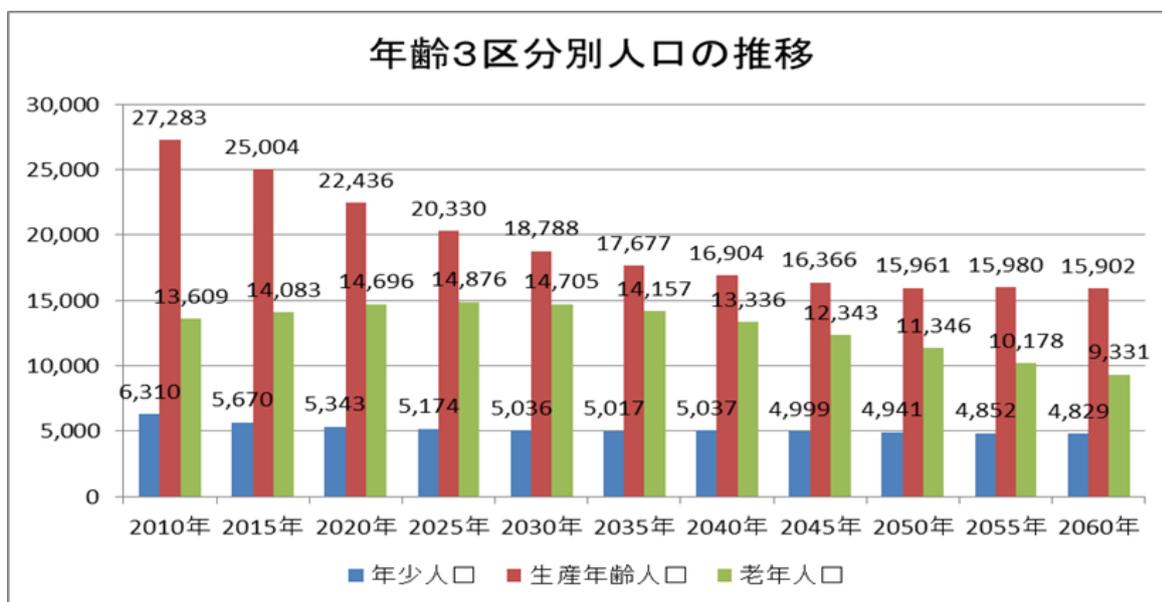
産業別人口の推移を見ると、第 1 次産業(就業人口比率 24.9%)については、担い手不足などの影響により減少の一途をたどっており、昭和 35 年(就業人口比率 63.2%)の 4 割まで減少している。しかしながら、第 1 次産業のうち、農業従事者については、長崎県全体が 5.7%であるのに対し、本市は 23.8%と大きく上回っており、本市全域が農業を基幹産業とする地域であることを示している。第 2 次産業(就業人口比率 19.8%)については、平成 12 年頃まで、就業人口、就業人口比率ともに増加傾向にあったが、その後減少傾向が続いている。また、第 3 次産業(就業人口比率 55.2%)については増加の一途をたどっており、平成 17 年からは全体の半数以上を占めるに至っている。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和35年			昭和50年			平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総 数	70,418	60,107	-14.6	55,408	-7.8	49,998	-9.8	44,115	-11.8			
0歳～14歳	26,542	15,651	-41.0	11,526	-26.4	7,401	-35.8	5,530	-25.3			
15歳～64歳	38,636	37,288	-3.5	34,498	-7.5	29,067	-15.7	24,559	-15.5			
うち15歳～29歳(a)	13,740	12,495	-9.1	8,991	-28.0	7,151	-20.5	4,956	-30.7			
65歳以上(b)	5,240	7,168	36.8	9,382	30.9	13,530	44.2	13,978	3.3			
(a)/総数 若年者比率	19.5	20.8	-	16.2	-	14.3	-	11.2	-			
(b)/総数 高齢者比率	7.4	11.9	-	16.9	-	27.1	-	31.7	-			

資料：国勢調査 注) 総数は年齢不詳のものを含む

表1-1(2) 人口の見通し



(推計)人口	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
年少人口	6,310	5,670	5,343	5,174	5,036	5,017	5,037	4,999	4,941	4,852	4,829
生産年齢人口	27,283	25,004	22,436	20,330	18,788	17,677	16,904	16,366	15,961	15,980	15,902
老年人口	13,609	14,083	14,696	14,876	14,705	14,157	13,336	12,343	11,346	10,178	9,331
総人口	47,245	44,758	42,475	40,380	38,529	36,851	35,277	33,708	32,248	31,011	30,062

構成比	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
年少人口	13%	13%	13%	13%	13%	14%	14%	15%	15%	16%	16%
生産年齢人口	58%	56%	53%	50%	49%	48%	48%	49%	49%	52%	53%
老年人口	29%	31%	35%	37%	38%	38%	38%	37%	35%	33%	31%

増減	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
年少人口		-640	-327	-169	-138	-20	20	-39	-58	-88	-24
生産年齢人口		-2,279	-2,568	-2,106	-1,542	-1,110	-773	-538	-405	19	-78
老年人口		474	612	180	-171	-548	-821	-993	-997	-1,168	-847
総人口		-2,487	-2,283	-2,094	-1,851	-1,678	-1,574	-1,569	-1,461	-1,237	-949

資料：雲仙市人口ビジョン

(3) 行財政の状況

①行政の状況

本市は、平成17年10月11日に国見町、瑞穂町、吾妻町、愛野町、千々石町、小浜町、南串山町の島原半島北西部の7町が対等合併し、現在に至っている。

島原半島の北側及び西側の海岸沿いの約半周を行政区域としており、地域の産業や文化に即した行政対応が求められている。また、行政改革大綱を策定し、人員体制の適正化、民間活力の有効活用や事務効率化・業務改善のための新技術の導入などにより、行政改革に取り組んでいるところである。

一方、全国的に進行する人口減少・少子高齢化に加え、大規模災害や感染症のリスク・課題に対応するため、経営資源を最大限活用した行政運営に取り組むとともに、市民やNPO等といった多様な主体との連携を図りながら、あらゆる可能性を集結し、協働のまちづくりを目指していく必要がある。

②財政の状況

令和元年度の普通会計の決算額は、歳入323億3,129万2千円、歳出308億4,095万8千円で、実質収支は14億1,030万8千円となっている。合併後財政健全化に向けた行財政改革の取組や中期財政計画に基づいた財政運営により、財政構造の弾力性等を示す財政指標、とりわけ実質公債費比率や将来負担比率については、好転の状況となった。

しかしながら、地方税の歳入に占める割合は12.2%しかなく、地方税を含めた自主財源比率にいたっては20%程度の非常に脆弱な財政基盤となっており、他方で地方交付税は歳入全体の35.8%とほぼ3分の1を占め、地方交付税への依存度が極めて高い状況の中、平成28年度から始まった普通交付税の合併特例措置の段階的縮減（平成28年度以前と令和3年度との比較による縮減額：約20億円）による収支不足を財源調整基金の取り崩しにて補う厳しい財政運営が続いている。

歳出については、将来の財政負担を少なくするために、公債費の縮減や財源調整基金等の積み増しを進めてきたが、合併特例措置期間終了後の普通交付税の歳入減を見据えた緩やかな予算規模の計画的縮減については、取り組みを進めているものの、庁舎整備や病院建設に対する負担などの大型公共事業や新たな行政需要への対応などにより計画的に進んでいない。

地域経済においては、新型コロナウイルス感染症の影響や今後の経済状況が不透明な中、

国地方を通じた巨額の財政赤字や税収の減少などの影響により、今後の財政運営は今まで以上に厳しさを増すものと予想される。

そのため、今後も中期財政計画等に基づき、限られた財源を有効に活用しながら事業の重点化等を図り、より一層健全で計画的な財政運営に取り組んでいかなければならない。

表1-2(1) 財政の状況

(単位:千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	30,816,128	29,763,181	32,331,292
一般財源	18,201,629	18,343,576	16,665,398
国庫支出金	4,302,331	4,117,164	4,637,979
都道府県支出金	2,213,985	2,784,382	3,284,365
地方債	3,019,300	2,170,600	4,446,000
うち過疎対策事業債	512,400	412,700	1,200,200
その他	3,078,883	2,347,459	3,297,550
歳出総額 B	29,323,445	28,578,537	30,840,958
義務的経費	13,812,781	13,796,631	13,919,944
投資的経費	4,629,874	4,269,907	6,299,723
うち普通建設事業	4,592,951	4,107,021	6,248,402
その他	10,880,790	10,511,999	10,621,291
過疎対策事業費	691,586	534,586	1,234,266
歳入歳出差引額 C = (A - B)	1,492,683	1,184,644	1,490,334
翌年度へ繰越すべき財源 D	520,245	101,660	80,026
実質収支 C - D	972,438	1,082,984	1,410,308
財政力指数	0.29	0.27	0.28
公債費負担比率	21.6%	18.6%	17.2%
実質公債費比率	13.7%	4.6%	3.2%
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	82.9%	80.6%	84.0%
将来負担比率	18.8%	-	-
地方債現在高	29,490,315	22,106,629	21,518,006

(注) 上記区分については、地方財政状況調(総務省自治財政財務調査課)の記載要領による。

ただし、実質公債費率と将来負担比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)に基づく数値を使用する。

③公共施設等の整備状況

本市の主要な公共施設の整備状況については、以下のとおりである。

市道(令和元年度末現在)については、改良率35.9%、舗装率86.7%となっているが、県平均を下回っており、引き続き整備が必要である。農林道についても、これまで国庫補助事業や市単独事業にて整備してきたが、農林業の振興のため、今後も継続して整備を推進していく。

水道施設(令和元年度末現在)については、上水道1カ所(浄水場50カ所)を整備している。今後は老朽化した水道施設の解消や耐震化を実施し、安定した水道水を供給するため、今後も整備を推進していく。

下水道施設については、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、市町村設置型浄化槽整備事業などにより整備を進めてきた。しかしながら、未普及地区についても、生活環境の向上や豊かな自然環境を保全するため、今後整備方針を検討する必要がある。

本市には、病院 4 施設、一般診療所 36 施設、歯科診療所 21 施設の医療機関がある。

なお、公立の医療機関としては、公立小浜温泉病院が管内の地域医療の中核を担っているが、神経内科、腎臓内科、呼吸器内科等の常勤医師の確保が大変厳しい状況である。

今後の公共施設の整備にあたっては、地域間のバランスや市民生活への影響などを考慮した統合整備について逐次検討していく。また、新たな施設を整備する際は、財政状況を考慮するとともに、既存施設の有効活用を図るなど、効率的な整備に努めていく。

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率 (%)	—	—	25.2	33.2	35.9
舗装率 (%)	—	—	84.5	86.1	86.7
農道					
延長 (m)			136,452	138,722	141,141
耕地1ha当たり農道延長 (m)	—	—	18.2	—	—
林道					
延長 (m)			63,022	54,029	54,029
林野1ha当たり林道延長 (m)	—	—	10.6	—	—
水道普及率 (%)	—	—	96.2	93.6	99.8
水洗化率 (%)	—	—	19.2	44.4	50.8
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	—	18.7	17.6	18.1

(4) 地域の持続的発展の基本方針

新たな過疎法において、SDGs（持続可能な開発目標）で示されている持続可能性・多様性・包摂性等の考え方に基づいた持続的発展という新たな理念のもと、新型コロナウイルス感染症の拡大を通じて、都市への集中から地方への分散の流れの加速が求められる中、過疎地域が、高密度や集積のリスクを避けつつ、都市と連携しながら、豊かな暮らしの中で様々な付加価値を生み続けられる場としての役割を果たせるよう、「地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上」の実現を目指す。

そのため、これまでの住民生活に必要な生活・産業基盤の整備、産業の振興、医療の確保、生活交通の確保や集落対策等に加え、「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」「地域における情報化」「再生可能エネルギーの利用の推進」を明確に過疎計画に位置づけ関連

施策の強化・推進を図りながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、人口減少社会における持続可能な地域社会の形成、地域活力の更なる向上につなげていく。

本過疎地域持続的発展計画は、「雲仙市総合計画」の下位計画として位置づけ、さらには「長崎県過疎地域持続的発展方針」などとの整合性を勘案しながら、各種施策を総合的かつ計画的に推進するものとし、真に豊かで魅力あるまちづくりと活力ある生き生きとした市民生活の実現を目指すこととする。なお、雲仙市基本構想に掲げる将来像及び基本方針等は次のとおりである。

1. 雲仙市の将来像

“つながり”で創る 賑わいと豊かさを実感できるまち

雲仙市総合計画のまちづくりのキーワードは、“つながり”です。次の3つの“つながり”を育みながらまちづくりを進めます。

キーワード1：自然との“つながり”

◆国立公園やジオパークに認定された豊かな自然環境を、市民共有のかけがえのない財産として守り、育てながら、自然環境と「人」、「地域」、「産業」との“つながり”を深め、それにより持続可能な活力を生み出すまちづくりを進めます。

キーワード2：人との“つながり”

◆人口減少や高齢化などの社会環境の変化に柔軟に対応しつつ、誰もが安心できる地域社会を構築するために、人と人との“つながり”（＝「絆」）を育み、生かすまちづくりを進めます。

キーワード3：市民や地域、近隣との“つながり”

◆まちづくり実現の推進力として、近隣自治体と連携しながら、市民や地域、民間企業等が持つ力を最大限に発揮できる環境をつくり、その力を“つなぎあわせ”、相乗効果を高めていきます。

雲仙市の将来像を実現化させるための基本方針について、以下の5本の柱を設定します。

基本方針1：暮らしと安心

◆安心して子どもを産み育てるまちづくりと健康で安全な暮らしづくり

婚活支援と、切れ目ない出産・子育て支援を行うとともに、人口減少に歯止めをかけるため移住・定住対策に取り組みます。また、年齢を問わず自ら主体的に健康づくりに取り組む環境を整備するとともに、高齢者福祉、障害者福祉を充実させ、誰もが活躍できるまちづくりを目指します。更に、誰もが安心して安全に暮らせるまちづくりを行います。

基本方針 2：産業と交流

◆雇用を生み出す産業づくりと人を呼び込む観光地域づくり

本市の基幹産業である農林水産業の生産基盤の強化や後継者対策等を強化し、国内外の競争に負けない力強い産業として育成します。また、商工業をはじめとする地場産業の振興と企業誘致を両輪とした雇用促進に努めるとともに、新産業育成による雇用創出を進めます。更に、本市の財産である「自然」・「温泉」・「食」など地域固有の資源を活用した観光地域づくりを進め、国内外からの交流人口の拡大を図ります。

基本方針 3：社会基盤と環境

◆社会基盤の整備と自然環境と調和したまちづくり

道路ネットワークや公共交通、上下水道、情報基盤など、暮らしや経済活動の基礎となる社会基盤の計画的な整備と維持管理、長寿命化により、快適な生活環境を創出します。また、本市の財産である自然環境の保全を図るとともに、地域資源を生かした再生可能エネルギーによる、資源循環型社会を育成し、暮らしや産業などの幅広い分野への活用を進めます。

基本方針 4：人財と郷土

◆将来を担う人財づくりと歴史と文化が輝く郷土づくり

次世代を担う子どもたちの「生きる力」を育成するために、確かな学力、豊かな心を育む学校教育を推進します。また、市民の主体的な生きがいづくりや健康づくりに繋がる生涯学習・生涯スポーツの環境づくりを進めます。更に、郷土の誇りである文化・芸術の振興と歴史の継承を図るとともに、地域活動へつなげるなど、特色のある地域づくりを行います。

基本方針 5：協働と戦略

◆市民一人ひとりが主役の協働のまちづくりと効率的で戦略性をもった行財政運営

「市民協働」をまちづくりの基本に、地域コミュニティの強化に努めるとともに、政策決定段階や実行段階の様々な場面に対し、市民の多様な参画の場を確保します。また、大学連携や民間活力の活用など、官民が一体となった協働のまちづくりを進めます。行財政運営については、本計画を基にした集中と選択によるメリハリのある施策展開を基本に、PDCA マネージメントサイクルによる進行管理を行うなど、限られた経営資源を最大限に活用する効率的で戦略性のある行財政運営を行います。

(5) 地域の持続的発展の基本目標

主な基本目標	基準値 (R2)	目標値 (R7)
人口ビジョン目標値【人】	41,131 人 (R2 国勢調査 速報値)	40,380 人
社会動態の抑制【人/年】	-211 人/年 (2016~2020 年平均)	-158 人/年 (2021~2025 年平均)
移住者数【世帯 (延べ)】	95 世帯	570 世帯
新規就農者数【人/年】	50 人/年	49 人/年
企業誘致件数【件】 ※市発足からの累計	13 件	18 件
宿泊者の観光消費額【億円/年】	139 億円/年	230 億円/年

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の取組については、全庁的に実施している事業評価や総合計画などの進捗管理により、事業毎に PDCA サイクルに基づいた効果検証や進捗管理を行う。

また、記載事業をはじめとする計画全体の進捗状況については、毎年、総合計画等審議会へ定期的に報告を行う。

加えて、ホームページなどによる日常的な情報発信などの方法により市民への周知を図る。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

過疎地域の公共施設及びインフラについては、本市の公共施設等総合管理計画に基づき、維持管理などを行う。

なお、公共施設等総合管理計画の改定を令和4年3月に予定していることから、改定以降は、改定された公共施設等総合管理計画に基づいて本計画を推進するものとする。

ア. 適正管理の基本方針

①点検・診断等の適正な実施・管理

公共施設等の点検には、建築基準法に基づく「定期点検」施設管理者による「日常点検」の他、災害や事故発生等による「緊急点検」がある。

公共施設等の劣化診断にあたっては、経年による劣化状況、外的負荷（気候天候、使用特性等）による性能低下状況および管理状況を把握するとともに、評価を行い、施設間における保全の優先度を判断する。

特に、道路（附属施設含む）については、国土交通省が定めた点検実施要領に基づく5年ごとの「定期点検」があり、橋りょうについては、老朽化の進行に合わせ、道路法施行規則

及び「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示」（平成 26（2014）年7月1日施行）に基づき、平成 26 年度（2014 年度）から4か年をかけて、全ての橋りょうの健全度調査を実施する。

これらの点検・診断の適正な実施を通じた各施設の適切な現状把握とともに、点検・診断結果をシステム管理し、点検・診断履歴の蓄積を図り、公共施設等総合管理計画の見直しに反映するとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等に活かしていく。

②予防保全型の維持管理への転換及び長寿命化の推進

一般に、鉄筋コンクリート造の建造物の更新時期は 50 年、木造は 30 年といわれている。また、道路や上下水道等のインフラ系資産についても、一般的には 15～20 年を経過すると老朽化が進むといわれている。

本市では、現在所有する公共施設の 6 割近くが昭和 56（1981）年以前に建築された建物であり、今後更新時期を迎える施設が多く存在している。また、上水道は昭和 32（1957）年から設置が始まり、設置後 20 年以上経過している割合も高くなっている。今後は、こういった施設の更新時期が到来し、更新の際には膨大な費用がかかることが予想される。このような状況から、公共施設等の維持管理・修繕・更新等においては、トータルコストの縮減、平準化を図るため、点検・診断結果等を踏まえ、施設の重要度や劣化状況に応じて事業の優先順位を決定し、損傷の有無を前提に修繕等を行う「事後保全型」ではなく、修繕等を計画的に行う「予防保全型」の維持管理への転換を図る。

また、「事後保全型」の維持管理から「予防保全型」の維持管理に転換することで施設の更新周期を延長して経済的かつ効果的な保全措置により長寿命化を図り、施設を長くいい状態で使用できるよう管理し、ライフサイクルコスト縮減に取り組む。

③耐震化の推進

公共施設等の平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、必要な公共施設等に係る耐震化を進める必要がある。

本市所有施設には、耐震化されていない公共施設等をはじめ、未耐震のまま残っている非構造部材等があり、それらの耐震化を、建替え更新時期の集中化を避けながら進める。

その際、特に、防災拠点として重要な役割を果たす庁舎等の施設、災害時に避難・救援等で重要な役割を果たす文化・体育施設等については、優先的に耐震化を進める。

④安全の確保

多くの人々が利用する公共施設等は、安全を最優先とした整備と管理運営に努めるため、定期的な点検、診断に基づき、各部位等の劣化状況の把握等を通して、立入制限、応急修繕等の措置を図るとともに、公共施設等の清潔性の確保に努める。

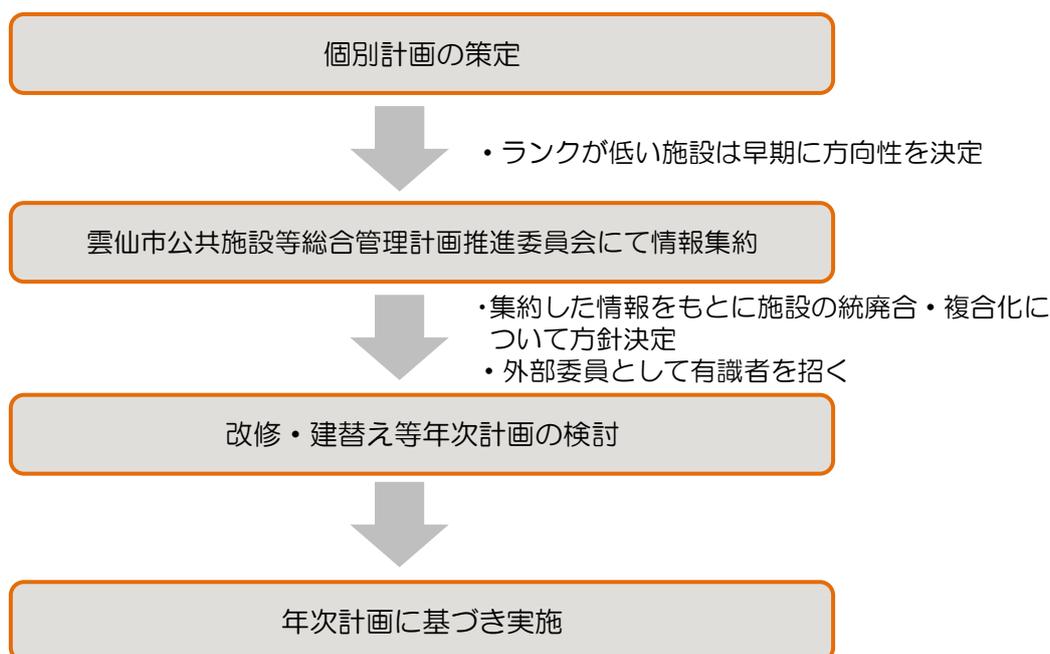
また、高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止され、かつ、今後とも利用見込みのない公共施設等は早期の取り壊しを図る。

⑤総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築

公共施設等を総合的かつ計画的に管理する上では、常に経営的視点を持って、市全体において最適化を目指す戦略的取組が必要であり、統一した管理基準で施設の維持管理ができる体制を構築する必要がある。

そこで、副市長及び各財産管理者で組織する雲仙市公共施設等総合管理計画推進委員会を設置し、総合的な視点で計画を推進する体制を構築するとともに、各所管課で策定した個別計画をもとに施設情報の集約、施設の維持管理方法の統一、改修・建替え等年次計画の検討を行うことで全庁横断的な資産マネジメントを推進する。

■計画の推進方法■



⑥個別計画の策定

施設の修繕等については、長寿命化計画等の個別計画を策定することなく、要修繕箇所が判明した時点で修繕等を行っている施設が数多くあり、施設によって取組状況にばらつきがある。

このような状況に対して、本計画を具体的に実施するため、まずは施設所管課において個別計画を策定する。個別計画は、本計画策定後5年間において策定するものとし、各施設の点検・診断等により現状把握を行い、施設の利用状況、維持管理コスト等を含め総合的に施設の方針を定める。その際、施設の複合化等、他課が関連し検討が必要となる施設は、PPP/PFIといった民間活力の導入を検討するとともに、広域連携を通じた施設等の整備や相互利用も視野に、検討が早い方の施設の検討時期に合わせて策定するものとする。

更に、策定した個別計画は、施設所管課だけでなく全庁的に共有し、情報の一元化を図り、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減・平準化を検討し、計画的に予算を投じていく。

また、施設によっては、市民ニーズ等の各種調査が必要な場合には、個別計画策定時に実施し、計画に反映するものとする。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針

(移住・定住)

本市への移住・定住を促進するために、本市の特性や各種支援施策、住まいに関する情報等を一体的に整理し市内外に向けて効果的に発信するとともに、移住・定住希望者からの相談等に対応するワンストップ相談窓口機能を強化する。

移住・定住の受け皿となる住まいを確保するために、空き家バンクの運営等により空き家の活用を推進するとともに、新築住宅の取得・中古住宅の購入に対する支援等を行う。

(地域間交流の促進)

地域を訪れたり、何らかの形で地域とつながりを有する交流人口・機会の増加は、定住による人口増加、地域の雇用の創出、特産品の発見、販路拡大など経済効果をもたらすほか、人的ネットワークの形成により、地域の活性化に寄与するとともに、他地域との交流により地域の貴重な自然や文化の良さに触れ、自らの地域に自信や誇りを持てるなど、得られる効果は大きい。

スポーツやイベント等の開催により、交流人口の拡大と地域の活性化を図るとともに、国際交流をはじめ、都市住民との交流や姉妹都市（友好都市）交流など、地域が地域の個性・独自性を活かして、他の地域と交流を行うことにより、新たな地域の自立促進を目指す。また、ホームページやSNS等を活用し、本市の情報を市内外へ効果的に情報提供することにより、新たな連帯・連携意識の醸成、情報による地域間交流の推進を図る。

長崎大学等との連携・協力により人材の育成、地域産業の振興、子育てや教育、医療など様々な課題解決を図る。

(人材育成)

協働によるまちづくりを推進するため、まちづくり団体等の育成と活動支援により、人材育成に取り組む。

(関係人口)

関係人口との交流促進による地域活力の向上、移住者の裾野の拡大に取り組む。

また、関係人口と新規事業を共創していく働きを推進することで技術革新を図る。

(オープンイノベーション)

(ア) 現況と問題点

(移住・定住)

転出者が転入者を上回り、社会増減数がマイナスの状態が続いている。中でも、39歳以下の若い世代の人口が減少しているため、若者・子育て世代をターゲットにした人口減少対策に取り組むことが課題となっている。

移住・定住対策については、ワンストップ窓口や空き家バンクの運営強化、住宅取得や家賃補助等の補助制度の創設等の効果もあり、移住者の数は増加傾向である。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大のため、お試し住宅の休止や移住相談会の中止といった影響

があり、対応策について検討する必要がある。

また、死亡者数が出生者数を上回る自然減の状態も続いており、少子高齢化が著しい状況である。雲仙市においては、結婚している女性は少ないが結婚している女性の出生率は高いという長崎県の調査結果もあり、本市における少子化対策として婚活・結婚に関する支援を行うことは効果的であると思われる。

（地域間交流の促進）

本市は、国内の交流先として、観光姉妹都市である鹿児島県霧島市とイベント等を通じた交流、宮崎県西都市や長崎県大村市等とは、天正遣欧少年使節ゆかりの地としての市内中学生による交流事業を行っている。また、歴史的につながりのある、香川県土庄町との交流も行っている。

一方、国際交流としての面では、大韓民国求礼郡と姉妹結縁を結び、相互訪問などを通して国際交流を進めるとともに、市民団体等を海外に派遣し、国際感覚を身につけた人材の育成に取り組んでいる。

なお、多面的な国際交流が進むグローバル化の時代にあって、地域の国際化や多文化共生、国際教養が求められる中、国際交流を進めていくには、異文化への理解、国際感覚を育む学びと交流の場、青少年期から交流の機会を提供することが必要である。

また、本市は、恵まれた自然環境、観光資源等多くの交流素材を有している。これらの要素を産業・観光・福祉・文化・教育等様々な分野で活用していくことが本市の活性化・自立促進には不可欠であり、諸分野での基盤・体制整備を進め、他自治体や大学等との連携を深めながら、人的交流を促進していく必要がある。

（人材育成）

平成 28 年 2 月に実施したアンケートによると、まちづくり活動に参加している市民は 46% となっているものの、さらなる参加を促し、まちづくり意識の醸成と啓発を図る必要がある。

（関係人口）

都市部と地域との継続的な関係構築を進め、地域のファンになることで将来の移住に結び付ける。

都市部住民等が特定の地域と継続的に多様な形で関わる「関係人口」の創出・拡大を図る。

地方と都市の交流によるオープンイノベーションの推進により、地域課題の解決に資する関係人口の創出を図る。

（イ）その対策

（移住・定住）

県及び県内 21 市町で協働運営する「ながさき移住サポートセンター」と連携し、移住の検討段階から地域への定着まで、移住を希望される方の視点に立ったきめ細かなサポートを行う。

移住・定住に特化したポータルサイトを開設し、閲覧者のニーズに合った情報を定期的に更新するなど、効果的な情報発信を行う。

移住者が転入する際の不安感を払拭するための「居住お試し」や農業や漁業等への就労体験を含む「暮らしお試し」等を実施し、雲仙市を体感したうえでの移住を促進する。

移住・定住に関する専任職員の新たな配置等により、移住に関する就労、居住等のワンストップ相談窓口をさらに強化し、移住・定住希望者への支援体制の充実を図る。

移住・定住の受け皿となる住まいを確保するため、新築住宅の取得や中古住宅の購入、Uターン者の家賃、賃貸集合住宅の建築等について支援する。また、空き家バンク制度により優良な空き家物件情報の充実を図るとともに、空き家バンク利用者に対する支援を行うことで、ライフスタイルに応じた移住受け入れ体制を構築する。

本市にUターンする若者の増加を図るため、奨学金の返還について長期間にわたり支援を行うことで定住につなげる。

新型コロナウイルス感染拡大対策として、オンライン相談窓口の設置やVRを活用した空き家物件の情報提供等を行う。

結婚の意志を有する男女の婚活支援活動に取り組んでいる団体及び個人と連携を図り、その活動を支援する。また、県と連携し、県が行っている婚活事業（お見合いシステムや企業間交流等）の取組を推進する。

出生の前提となる結婚を奨励するとともに、経済的負担を軽減するため結婚に伴う家賃等の費用について支援する。

（地域間交流の促進）

様々な交流事業の展開と相互の連携により、地域の総合的な魅力を引き出し、相乗効果を生み出す基盤づくりを推進する。また、交流事業の成果が他の分野へも波及・発展するよう情報の提供、共有に努め、積極的な交流を展開する。

姉妹都市などとの関係をより友好的ものとするため、現在まで進められている交流事業のさらなる充実を図るとともに、民間レベルでの交流の拡大を図る。

海外の姉妹都市との交流や留学生の受け入れ、子どもたちや市民団体の海外派遣事業を行うなど、国際的な視点を持った人づくりを目指す。

本市の豊富な自然環境・伝統的文化をフィールドワークの場として、大学側に認知してもらうことができるよう、積極的に本市の自然環境等をPRしていく。

（人材育成）

各種市民活動団体・ボランティア団体などの育成と活動支援に努める。

協働に関する情報収集・発信を行い、各種市民活動団体・ボランティア団体が活動しやすい環境づくりを進める。また、市民協働について理解を深め、市民と行政による協働のまちづくりを実現するため、市民や市職員の意識の醸成と啓発を図る。

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に生活の拠点を移し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行う地域おこし協力隊員制度を積極的に活用し、外部人材の過疎地域への定住・定着を図る取組を推進する。

(関係人口)

都市部住民等と地域との継続的で多様な関りを形成するため、関係人口の活動を促進し支える拠点づくりに取り組みながら、地域のファンづくりや継続的な交流機会の創出を図るとともに、県及び近隣市と連携を図りながら、リモートワークや兼業・副業などの新たな視点での「しごと」づくり等を促進する。

(ウ) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業	結婚応援事業 (1)【結婚奨励金】 (2)【結婚新生活支援補助金】 (3)【お見合いシステム登録促進補助金】 (4)【カップル応援事業(世話やき隊)】 (5)【結婚応援専任職員】 (6)【結婚記念証書贈呈事業】 (7)【企業間交流事業】 (8)【婚活支援事業補助金】	市	未婚者に対し、婚活支援を実施し、少子化対策や定住促進を図る取組であることから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業	定住促進対策事業 (1)【定住促進奨励補助金制度】 ・新築住宅取得補助金・中古住宅購入補助金 (2)【移住促進空き家活用促進奨励補助金】 ・物件調査・家財道具等片付け・仲介手数料補助金 (3)【空き家リフォーム補助金】 (4)【若者Uターン家賃補助金】 (5)【空き家バンク登録奨励金】 (6)【地域産業雇用創出チャレンジ支援事業移住支援金】 (7)【移住希望者等に対する情報発信の強化】 (8)【奨学金償還補助金】 (9)【お試し住宅運営】	市	住宅取得や中古住宅の流通促進を図り、定住人口の確保に寄与する取組であることから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業	関係人口創出事業 ・雲仙市地域おこし協力隊設置 ・移住希望者等に対する情報発信の強化 ・特定人材移住創出事業	市	移住・定住の促進を図り、人口減少対策に寄与する取組であることから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業	定住自立圏形成事業 「中心市」の都市機能と「近隣市町村」の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、NPOや企業といった民間の担い手を含め、相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るため圏域全体に必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する。	市	地方圏への人口定住を促進する取組であることから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。

(エ) 公共施設等総合管理計画との整合

過疎地域の公共施設及びインフラについては、本市の公共施設等総合管理計画に基づき、維持管理などを行う。

3 産業の振興

(1) 産業振興の方針

地域の振興を図るためには、地域経済を活性化させ、若者等に多様な就業の機会を創り出すことが必要不可欠である。このためには、地域の基幹産業である農林水産業を時代の流れに対応し、持続可能な産業に発展させるため担い手を育成する。また、多様な分野への波及効果が大きい観光産業は、本市の重要な産業の一つである。地域資源を活かした体験型観光や本市の強みを最大限活かした観光振興に取り組む。その他の産業についても雇用機会の拡大を目指した事業所の育成支援、新規雇用を生み出す企業誘致に取り組む必要がある。

(2) 農林水産業の振興

農業については、農業の効率化と安定した経営のための生産基盤の整備を促進するとともに、生産組織、認定農業者などの担い手の育成に努め、また、基盤整備の際は、環境に配慮した施工を行い、環境への負荷を軽減するため環境保全型農業を推進する。

林業については、森林は林産物を供給するだけではなく、自然環境や国土の保全、自然災害の防止などといった多面的機能を有しており、このような機能の発揮を要望する声も高まっているため、林産物の生産性のみならず、多面的機能へ配慮した森林の活用を行っていかなければならない。

水産業については、限りある水産資源を、守り育てる漁業を促進するため、栽培漁業や養殖漁業の振興に取り組む。また、漁業従事者の高齢化や後継者不足の対策として、担い手の育成に取り組むとともに、水産物の地産地消等の推進や漁場環境の改善にも取り組む。

(3) 地場産業の振興

地場企業の育成については、優れた事業計画を持って新たに事業を起こしたい、または経営改革を行いたいという個人や中小企業等を対象に、事業に係る経費を支援する制度を構築し、また、地場産業の育成と雇用創出が図られるような事業に対して支援する制度の構築により、産業の活性化と新事業の展開による雇用の創出を図る。

農林水産物の輸入増加や他産地との価格競争に対応するため、安心・安全性はもちろん、加工や品質向上などの高付加価値化を推進し、他地域の同一産物との差別化を図る。また、地元事業者と連携したバイヤー等へのセールスや県が東京都に出店するアンテナショップ等の活用による販路開拓や、全国に誇れる産物を「雲仙ブランド」として認定・PRし、高品質商品としての有利販売による地場産業の経営の安定を図り、ひいては本市の知名度向上とイメージアップを目指す。

(4) 企業の誘致対策

平成30年4月に改訂した企業立地推進方針に基づき、地場産業の経営力向上、企業誘致による産業の振興と雇用の創出を推進するとともに、県や関係機関等と連携した誘致体制の強化、情報の収集に努め、企業の立地を支援する独自の優遇制度等の整備を図る。また、人材の育成にも積極的に取り組む。

(5) 起業の促進

県や市商工会、日本政策金融公庫長崎支店の創業支援事業をはじめ、地域金融機関と連携し、創業支援連携会議等を開催する。

また、創業・起業の希望者に対し、それぞれの役割を活かしながら、本市の状況・特性にあった創業、第二創業の推進を図る。

(6) 商工業の振興

各種制度の活用により、商工会等を中心とした商店等の自発的・魅力的な取組への積極的な協力と支援、また、融資制度の創設・活用による経営の安定化、商品や技術の開発、情報機器を活用した広告などの商工業活動の支援を行い、市内商工業全般の活性化を図る。

(7) 観光及びレクリエーションの方向と施策

島原半島は、年間700万人以上の観光客が訪れる本県を代表する観光地である。その中でも本市は、小浜温泉、雲仙温泉といった温泉地や、雲仙天草国立公園に代表される豊かで優れた自然環境、歴史文化遺産などの豊富な観光資源を有する基幹的地位にある。

島原半島ユネスコ世界ジオパークや、世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」を活用した半島全域を結ぶ周遊型観光ルートの開発や農林水産業とも連携したグリーンツーリズム・ブルーツーリズムへの取組を進め、交流人口の拡大と自然体験型アクティビティの充実や、ワーケーションの推進による滞在型観光の定着を促進する。

また、上記施策を推進する上で、中核となるホテル・旅館については地震等による建築物の倒壊等の被害軽減を図る。

(ア) 現況と問題点

(農業)

本市の農業は、農業従事者の高齢化や後継者不足により農家数が減少してきている。このため、農業生産性の向上と経営の安定化を図るため、農業生産基盤の整備をはじめ、生産組織や認定農業者などの担い手の育成、環境にやさしい農業の振興などに取り組んできたが依然として厳しい状況におかれている。

また、国は、新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づき、特に、担い手育成を柱とした経営所得安定対策等大綱を決定し、望ましい農業構造の確立を目指した農政改革を実施していくこととしており、本市としても、こうした動向を踏まえ、地域の特色を最大限に活かした農業の活性化を図っていくとともに、豊かで魅力ある農業及び農村の振興に向けた、より一層の取組が重要である。

このため、担い手の育成、農業生産基盤の整備、農産物の安定供給、販路拡大などの対策を促進し、本市における農業・農村の振興を図る必要がある。

(林業)

本市の森林面積は、10,402ha で市の総面積の約 50%を占めており、木材生産だけでなく、水源かん養、土砂流出防備や地球温暖化の防止など、多くの公益的機能を有し、安全

で快適な生活を維持するための重要な基盤である。

本市の森林面積の約7割がスギ・ヒノキ等の人工林であり、適切な管理が必要であるが、森林所有者の多くが零細な所有規模のため、森林施業の集約化が進まず、施業の効率化が妨げられている現状と、長期間にわたる木材価格の低迷等により、間伐等の十分な手入れが行き届かず、森林の持つ公益的機能を低下させ、市民生活に影響を及ぼすことが懸念されている。

また、効率的な木材生産における取組、木材の流通体制の整備や木材利用体制の確保は不十分であるため、本市における森林・林業を取り巻く環境は厳しい状況となっている。

このため、適切な管理を行い、健全な森林に育てていくとともに、木材の安定供給体制の構築と間伐材利用を促進し、本市における森林・林業の再生を図る必要がある。

(水産業)

本市の水産業は、地形や海況特性が異なる橘湾と有明海で展開され、橘湾沿岸では、主な漁業種類として、カタクチイワシを対象とする中・小型まき網や小型底びき網、刺し網等の漁業が営まれているほか、静穏域ではハマチ・トラフグ・マダイ等の魚類養殖業が行われている。

また、有明海沿岸の漁業種類は、主に刺し網、流し網、1本釣りが営まれているほか、カキ・ノリの養殖も行われている。

しかし、水産資源の減少や魚価の低迷、漁業就業者の高齢化と後継者不足などで漁業を取り巻く環境は厳しい状況にある。

このため、水産資源の維持増大、資源管理型漁業の展開、経営基盤の安定対策、新規就業者対策などの対策を促進し、本市における水産業の振興を目指していく必要がある。

(地場産業)

本市の農林水産物は、これまでは生産量が重視され、他地域の産物との優位性が目立たず、販売面では、販売価格が常に海外からの輸入品や、他産地との価格競争により、市場に大きく左右され、経営を不安定にする大きな要因となっている。また、近年消費者の食の安心・安全への関心が高まるなど、消費者ニーズにあった安全・安心な商品づくりが求められており、これまでの生産性重視から質を高める取組への転換が必要となっている。

また、産業全体の活性化を図るため、異業種間の連携等による新事業・新産業の創出の可能性を模索する必要がある。

(企業誘致)

人口減少が進む本市にとって、雇用の場を創出し、定住人口の増加を図ることは、最も重要な課題のひとつである。しかし、本市は、半島地域という地理的に不利な条件と併せて、経済状況の悪化等により、農工法の地域指定や工業団地造成などの誘致対策も、十分な成果が上がっていない状況である。

(起業の促進)

本市においては、市民が集まる中心市街地や、事業所が集積した地区がなく、創業・起業

をイメージしにくい現状である。また、少子高齢化の進展や若年者の流出により、合併当時 49,998 人程度であった人口が、平成 27 年国勢調査では 44,115 人であり、11.8% 減少し、また、地元商工業者のほとんどが加入している商工会員数も合併当時は 1,430 社ほどあったが、令和 3 年 3 月末時点では 1,200 社であり、16.1% 減少している状況である。

このため、創業支援の施策や支援窓口の設置を促進する必要がある。

本市における豊富な地熱などの自然資源のもつ再生可能エネルギーは未利用のままであり、これらの再生可能エネルギー関連事業の起業を誘引し、雇用拡大を図る必要がある。

(商工業)

郊外への大型店舗等の進出は、市内の新たな顧客の流れをつくり、これに伴い個人商店の廃業や国道沿線への出店が進み、地域住民の身近で日常的な購買活動の拠点としての商店街の機能が低下している。また、地域の雑貨店等の廃業は、自家用車等の交通手段のない人たちの生活に大きな影響を与えている。

本市の商業の状況(平成 28 年)は、卸売業では事業所数 78 事業所、従業者数 512 人、年間商品販売額 166 億 8,500 万円、小売業では事業所数 414 事業所、従業者数 1,846 人、年間商品販売額は 250 億 8,900 万円となっている。

卸売業、小売業の平成 24 年と 28 年を比較すると、卸売業では、事業所数が 7 事業所、従業者数 28 人減少しているものの、年間商品販売額では 42.6% 増加している。また、小売業では、事業所数が 17 事業所減少しているものの、従業者数 49 人増、年間商品販売額 10.9% 増という状況にある。

また、本市の工業の状況(令和元年)は、食品製造業、繊維工業、窯業・土石製品製造業が主なものであり、事業所数 62 事業所、従業者数 2,089 人、製造品出荷額等 287 億 6,901 万円となっている。平成 30 年と令和元年を比較すると、事業所数 3.1% 減、従業者数 4.8% 減、製造品出荷額等は、1.3% 減となっている。

このため、魅力ある商店街の形成や地域資源を活かした製造業における生産性、収益性の向上を促進する取組が必要である。

加えて、人口減少に伴う需要の減退や流通構造の変化などによる競争の激化、人手不足や後継者難などに直面し、厳しい経営状況にある中小・小規模企業は、今般の感染症の影響を受け、さらに経営状況が悪化することが懸念されており、デジタルトランスフォーメーションの推進など、地域の産業を支える取組みを推進する必要がある。

(情報サービス業)

本市の情報化の現況は、通信インフラ整備の遅れから、情報通信技術の活用における都市部との格差が生じていたが、令和 3 年度に超高速ブロードバンド環境の整備が完了することにより、格差が解消しつつある。今後は、市民が情報化社会のもたらす豊かさを享受できる環境の整備に向け、市民への情報提供、地域産業の活性化、行政の情報化、ICT 活用能力の向上などの課題に対し、情報通信基盤を活用した地域情報化に早急に取り組み、市民生活の利便性の向上や地域の活性化を図る必要がある。

(観光・レクリエーション)

本市は、雲仙温泉、小浜温泉という泉質の異なる2つの温泉地を有し、海・山の自然景観にも恵まれた県内有数の観光地として観光関連産業が発達してきた。

平成22年に、日本一長い足湯「ほっとふっと105」が小浜温泉にでき、また、平成新山を間近に見られる新登山道も整備され、多くの登山客に利用されている。

市観光統計によると本市の令和2年の観光客延べ数は、新型コロナウイルス感染症の影響により約183万2千人となり、前年比率約67%減少し、平成26年より減少傾向をたどっている。しかし、日帰り客が約7割を占め、観光客の滞在時間を延ばして、いかに宿泊客を増やしていくかが今後の課題である。また、観光資源の磨き上げや交通アクセスの向上、団体旅行から個人客へのターゲット転換等の対策が急務となっている。今後、企業のワーケーションの推進など「新たな旅のスタイル」の定着が加速化すれば企業の地方分散が本格化する。「新たな旅のスタイル」を捉えた新しいマーケティングやプロモーション、新しい観光素材、旅行需要の変化に応じた満足度向上への対応が必要である。

また、ハード面については、不特定多数の方が利用するホテル・旅館の耐震化を進めていく必要がある。

(イ) その対策

(農業)

担い手の確保・育成と経営支援、集落営農組織の育成と法人化支援を行い、農家の経営力を高める。

担い手の確保・育成と経営支援は認定農業者の資質向上、農業経営改善計画の達成支援を行い、認定農業者の育成と地域内連携による多様な生産者育成支援として、規模拡大に向けた農業労働力の確保、女性農業者や高齢農業者の活動環境整備を推進するとともに、新規就農者や参入者への支援や新規就農基準者の創設による育成・確保を推進する。

集落営農組織の育成と法人化支援は、「人・農地プラン」の作成とともに、話し合い支援、集落営農等の組織化支援、農業経営の法人化の支援を推進する。

畑地のほ場区画の整理などの農業生産基盤整備を進め、大型農業用機械の導入による農業の生産性向上を図る。

労力の低減、品質の向上、生産コストの縮減を図るため、農業生産基盤整備と一体的に、大型農業用機械や集出荷施設の整備に取りくむとともに、農地の有効利用のほか、環境にやさしい農業生産を活かしたブランド化、情報技術を活用したスマート農業の推進、農業用機械や農業用施設の導入、省エネルギー化、優良な肉用牛及び乳用後継雌牛の確保等の多様な生産技術を活用し、生産力を高めていく。

農業用ため池やかんがい施設等の整備に努め、農業用水の適正な管理をすることで、洪水時等の適正な用水管理と地域の治水を図る。

(林業)

林業の中心的役割を担う森林組合の組織の充実を図るとともに、林業就業者等の確保に努める。

意欲ある林業事業者が森林施業の集約化による森林経営を推進するため、森林所有者と

林業事業体との間で長期受委託契約の締結を促進し、森林経営計画策定と施業の実施を一体的に取り組むことができる体制づくりを支援する。

間伐の必要な森林が多く存在している現状を踏まえ、県・森林組合等と連携し、森林所有者に対して森林経営計画や各種補助制度などの情報の収集・伝達や、新たな森林経営管理制度に基づく経営管理集積計画の作成促進に努め、間伐を中心とした森林整備を推進する。

森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させつつ、森林資源を有効に活用する利用間伐の実施を重点的に推進する。

森林の整備や木材資源の搬出には、路網の整備が不可欠であり、特に高性能林業機械等を活用した効率的な木材搬出を行うためには、路網の整備が前提となるので、施業の集約化の促進や高性能林業機械の導入を推進するとともに、簡易で耐久性のある路網の開設を推進する。

(水産業)

漁業後継者の育成と新規漁業就業者の支援、漁業経営の安定化を進め、経営力を高める。

漁業者の研修活動を通じ、地域に集積した漁業の技術や高齢漁業者の長年培った豊かな知識や経験を伝承し、水産業を担う漁業後継者の育成を促進する。

意欲のある漁業後継者を確保・育成するため、国の支援制度の活用を検討するなど助成制度の整備を図る。

水産業の成長産業化を図るため、「浜の活力再生プラン」に基づき、浜ごとの特性・資源状況等を踏まえ、地域の活力の再生を図る。

水産物の安定的な水揚げと、漁業者が安全に漁業活動できる基盤づくりや漁業資源の安定確保を目指して、魚礁の設置、漁港、増殖場及び養殖場の整備を促進する。

漁船の省エネ・省コスト化や新たな漁法等の導入により、漁業の生産性・収益性を向上させる取組を推進するため、各種事業の活用や漁業近代化資金の借入に対する負担軽減を図るなど、新たな助成制度の創出を図る。

水産資源の回復を図るため、海域特性に合った魚種の種苗放流や放流時期、放流サイズにより、放流効果を高め、水産資源の維持・回復を行っていく。

(地場産業)

「雲仙ブランド」の認証制度により、製品の特性や安全性をもとに独自のブランド化に取り組み、販売戦略の支援とともに、本市の優れた農林水産物・商工製品の品質や特性等を積極的にアピールしながら、全国レベルのブランドになるよう支援していく。

安定した生産体制の確立を図り、国内外市場の動きに対応できる集出荷体制強化の支援を行うとともに、市内旅館・ホテル、学校給食、福祉施設等と連携した地産地消の取組を促進する。

本市の優れた農林水産物を活用した加工品の開発などの高付加価値化、また、観光産業との連携などにも積極的に取り組み、加工、流通、情報、交流等の幅広い分野におけるアグリビジネス創出につなげていく。

産業まつり等の開催や地元事業者と連携したバイヤー等へのセールス、県が東京都へ出

店するアンテナショップの活用等により、本市の特産品や観光等効率的なPRを行い、交流人口の増大を図る。

経営改革の支援制度や農商工連携事業などにより、異業種間の連携等の強化や地域資源の活用を図り、新事業・新産業の創出や地場産業の強化・育成等産業の振興につなげる。

(企業誘致)

企業立地推進のための市独自の優遇制度の確立を図るとともに、豊富な農林水産資源を活かした産業など本市の持つ特性・強みを活かした産業振興を図るとともに、技術改革や新事業、新産業への参入を支援する体制を整え、市外から人材、技術、情報、資本の流入を促進する企業の誘致を促進する。

工場等設置奨励金支給事業により、立地した企業に対し雇用奨励等の奨励金を支給し、企業誘致に伴う雇用創出、人口流出への歯止め及び地域経済の活性化を図る。

本市の有する地域資源を活かせる企業の誘致を図るため、各種制度等を活用して、企業が求める人材の育成に努める。

(起業の促進)

創業支援連携会議などを活用し、創業セミナーや相談会を通じ、起業・創業の希望者の掘り起こしを図り、支援機関と連携し継続的な支援を行うことで、起業家の育成を図る。

(商工業)

市内の各商店街がアイデアを出し合い、それぞれの魅力を高めるため、商店街を活性化するための各種イベントや商品券発行などの商店街等が行う活性化事業への積極的な協力と支援を行うとともに、商店街の相互協力や情報交換等を推進し、市内の商店街全体の活性化を目指す。

地域産業ポータルサイトの立ち上げなど、商工会を中心に商店の魅力的な取組の情報や各事業主の営業広告を発信し、商取引の拡大や地域産業の発展を目指す。

企業等の生産性や収益を向上させ、地域経済の活性化を図るため、人材育成のための研修や労働環境改善のための取組などを支援し職場定着率向上や、子育て世代や女性が輝き働きやすい職場の創出を目指す。

ICTや、AI、IoT、ビッグデータ、ロボット等の未来技術を活用し、様々な場面での活用を積極的に進め、生産性の向上やサービス産業の高付加価値化の実現を目指すとともに、労働力不足の解消など、様々な課題の解決に向けた取組を推進する。

(情報サービス業)

市内全域において、情報の大容量化、高速化に対応できる光ファイバーなどの超高速ブロードバンド環境の活用及び5G通信等の次世代通信環境の受信エリアの拡大を推進し、市民への情報提供、地域産業の活性化、行政の情報化、ICT活用能力の向上に努めるとともに、国が目指すSociety5.0の実現に向け、地域における情報通信技術の活用を進める。

(観光・レクリエーション)

市の観光資源である、小浜温泉にある日本一長い足湯「ほっとふっと 105」や雲仙地獄の地熱体感施設、平成新山を間近に見られる新登山道、国重要文化財の神代小路・鍋島邸など、観光素材の磨き上げを進める。

また、雲仙灯の花ぼうろ、観櫻火宴、緋寒桜の郷まつりなどのイベントの支援を行う。

令和4年には、九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）開業により、大都市圏からの入込客数の増加が期待されることから、その観光客に島原半島地域を周遊してもらえるよう、官民が一体となって、2次交通アクセスや周遊ルートの整備を進める。

外国人観光客の増加を見据えた、多言語案内板や Wi-Fi 等の受け入れ体制を整備し、また、九州広域観光周遊ルート等を活用した周遊を促進する。

世界的に貴重な地質遺産をはじめ、温泉や湧水、自然、歴史文化、農林水産物など、島原半島の観光資源を重層的に内包する「島原半島ユネスコ世界ジオパーク」について、県内外への積極的な情報発信等を行い、ジオパークの魅力の一層の浸透と観光振興の主軸としての確立を目指す。

雲仙岳を中心に広がる「自然」、泉質の異なる雲仙温泉、小浜温泉、島原温泉の3つの「温泉」、ジオの恵みである豊かな「食」を打ち出したイメージ戦略を打ち出す。

世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」を活用し、多くの観光客の方に満足していただくため、キリシタン文化関連遺産や地域資源を組み合わせた魅力的な滞在型の半島全域を結ぶ周遊型観光ルートづくり、案内表示板等の整備、ガイド育成など島原半島が一体となって、世界文化遺産にふさわしい受入体制を整備する必要がある。

観光客の滞在期間の長時間化や宿泊客の増加を促進するため、海や山の豊かな自然を活かすアクティビティ、農業を活かすグリーンツーリズム、漁業を活かすブルーツーリズム、温泉等の健康素材を活用するヘルスツーリズムなど、魅力ある体験型観光の開発等に取り組む。また、それらを島原半島の新たな楽しみ方として県内外に情報発信し、誘客を促進する。

また、観光を地域への波及効果の高い産業とし、持続可能な観光地経営の実現を目指す「雲仙市観光局（仮称）」の設立並びに組織強化を図り、選ばれ続ける観光地を目指す。

県内外への情報発信力や訴求力の向上を図るため、島原半島観光連盟を中心に、半島3市が一体となって情報発信や誘客活動等に取り組む。

ホテル・旅館の所有者に対し、建築物の耐震化等に係る情報提供や相談業務を行い、併せて、旅客者ニーズに向けた施設の耐震化に係る支援を行い安全性を確保する。

学校統廃合に伴う廃校舎等を、都市との交流拠点や観光施設として再整備し、施設の有効活用を図る。

(ウ) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	農地保全事業 施設の関係者で実施する農林業用道路(新設改良、舗装)、かんがい施設、排水路及び暗渠排水施設の整備に係る費用に対する補助	各種団体	
3 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	基盤整備推進特別対策事業 県等が実施する土地改良事業(農地の区画整理)において使用する石材のうち、道路、水路及び調整池等に使用するものの購入及び運搬に要する費用に対する助成金	市	
3 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	通作条件整備事業 雲仙GRの路面・トンネル・橋梁の補修等にかかる補助事業点検診断及び保全対策	市	
3 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	土地改良施設維持管理適正化事業 老朽化又は埋没等によりその機能が低下した土地改良施設の機能診断を行い、その結果に基づき改修や浚渫工事を実施し、施設の機能回復による長寿命化を図るための事業費	市	
3 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	吾妻 山田原第2地区農地整備事業 (区画整理 A=53.4ha、畑かん施設整備 A=55.4ha)	県	
3 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	南串山 空池原地区農地整備事業 (区画整理 A=61.9ha、畑かん施設整備 A=61.9ha)	県	
3 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	愛野 愛津原地区農地整備事業 (区画整理 A=55.0ha、畑かん施設整備 A=55.0ha)	県	
3 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	桃山田地区農地整備事業 (区画整理 A=113.5ha、畑かん施設整備 A=113.5ha)	県	
3 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	国見 宮田地区農地整備事業 (区画整理 A=37.6ha、畑かん施設整備 A=32.3ha)	県	
3 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	南串山 岡南部地区農地整備事業 (区画整理 A=43.9ha、畑かん施設整備 A=43.9ha)	県	
3 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	吾妻 横田地区農地整備事業 (区画整理 A=15.7ha、畑かん施設整備 A=7.6ha)	県	
3 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	南串山 荒牧・尾登地区農地整備事業 (区画整理 A=48ha、畑かん施設整備 A=48ha)	県	
3 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	農村地域防災減災事業(ため池整備事業) 雲仙地区農村地域防災減災事業(ため池整備事業)における雲仙市事業費負担金。	市	
3 産業の振興	(2) 漁港施設	海岸保全事業(開口部) 雲仙地区(国見)海岸保全事業(開口部対策事業)における雲仙市事業費負担金。	市	
3 産業の振興	(2) 漁港施設	南串山 漁港施設整備事業 臨港道路 L=120m 浮棧橋 N=1基 橋梁補強 N=1式	市	
3 産業の振興	(2) 漁港施設	漁港施設機能保全事業 漁港施設の機能診断を行い、老朽化した施設への対策工事を行う。	市	
3 産業の振興	(2) 漁港施設	南串山 水産生産基盤整備事業 公有水面埋立(漁港用地) A=7,200㎡ 岸壁整備 L=234.4m	市	
3 産業の振興	(3) 経営近代化施設	持続可能な新水産業創造事業 漁業協同組合等が取り組む資源管理、漁場環境改善及び生産流通基盤整備事業並びに意欲ある漁業者への支援を行い、市内水産業の収益性向上と活性化を図る。	各種団体	
3 産業の振興	(7) 商業	国見地区まちなか再生支援事業 人口減少や後継者不足に悩んでいる商店街の現状を打破するため、外部専門家を置き、商店通りにおける地域づくりに取り組む。	市	
3 産業の振興	(9) 観光又はレクリエーション	観光資源整備・活用事業 国崎半島自然公園の整備を行い、観光客の誘致を図る。	市	

3 産業の振興	(9)観光又はレクリエーション	ワーケーション等受入態勢整備事業 ワーケーション受入態勢整備による、関係交流人口の増加や人材・協力者の呼び込みを通じた、観光まちづくりの活性化を図る。	市	
3 産業の振興	(11)その他	公共施設等総合管理計画推進事業 市が所有する公共施設の改修・統廃合・長寿命化にかかる委託費、工事費、計画改定に要する費用	市	
3 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	光り輝く雲仙力アップ事業(水産) 漁業者への研修助成及び新規に導入する機械・施設整備への補助金	漁業者	漁業への総合的な支援により漁業者の経営安定を図ることで、若者が定着できる地場産業の振興に寄与することから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
3 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	農業就業者確保育成対策事業 新規就農者の農業技術習得への支援及び受入農家への支援を行なう。	農業者	新規就農者を確保することにより、耕作放棄地の発生や人口減少の抑制が図られる取組であることから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
3 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	光り輝く雲仙力アップ事業 農業振興を図るための市の単独補助事業	各種団体	農業への総合的な支援により農家の経営安定を図ることで、若者が定着できる地場産業の振興に寄与することから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
3 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	雲仙市農業後継者確保育成対策事業 農業次世代人材投資事業等の受給を受けない認定新規就農者を対象に、交付金を交付する。	農業者	農業後継者を確保することにより、耕作放棄地の発生や人口減少の抑制が図られる取組であることから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
3 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	和牛・乳牛保留事業 優良雌子牛を市内に保留することを通じて、系統繁殖により黒毛和牛及び乳用牛の改良を促進するとともに、肉用牛生産農家又は酪農家の生産基盤を確立し、経営の安定を図る。	農業者	肉用牛生産農家・酪農家の経営安定を図ることで、若者が定着できる地場産業の振興に寄与することから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
3 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	雲仙市肉牛生産活性化事業 雲仙市内で肥育業を行うものに対し、市内産の優良な肥育素牛を導入する経費に対して支援し、農家の負担軽減を図る。	農業者	肉用牛生産農家の経営安定を図ることで、若者が定着できる地場産業の振興に寄与することから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
3 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	光り輝く雲仙力アップ事業(畜産) 施設改善や環境保全資材購入に支援し、畜産振興を図る。	各種団体	畜産業への総合的な支援により畜産農家の経営安定を図ることで、若者が定着できる地場産業の振興に寄与することから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
3 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	光り輝く雲仙力アップ事業(林業) 研修等参加への支援や、小規模な森林整備に対する支援を行い、林業振興を図る。	各種団体	林業への総合的な支援により林業を営む方の経営安定を図ることで、若者が定着できる地場産業の振興に寄与することから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
3 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	高性能林業機械リース支援事業 林業事業体による利用間伐施業の作業効率の向上及び低コスト化を図り、森林の整備面積の拡大と森林所有者への還元増につなげていく。	各種団体	林業を営む方の経営安定を図ることで、若者が定着できる地場産業の振興に寄与することから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
3 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	観光団体等育成補助金 市内の観光の振興及び活性化を図るため、観光振興事業等を実施する観光団体等に対し、予算の範囲内において支援を行なう。	各種団体	観光業の振興を図ることは、事業継承や若者の雇用増加を図るための取組であることから、持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
3 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	国見地区まちなか再生支援事業 人口減少や後継者不足に悩んでいる商店街の現状を打破するため、外部専門家を置き、商店街における地域づくりに取り組む。	市	地域商店街を活性化し事業の継承や若者の雇用を増加させることは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
3 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	雲仙市工場等設置奨励金支給事業 雲仙市内に企業立地を推進するため、立地企業に対し奨励金を支給する。	市	企業立地を推進し、雇用の創出を図ると同時に、豊富な農林水産資源に付加価値をつけ販売することにより、市内経済の活性化と定住の促進を図る取組であることから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
3 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	中小企業対策事業 中小企業設備資金利子補助	市	中小企業の設備資金や運転資金の融資及び融資資金の利子を助成することにより、経営の持続化・円滑化を推進することは、市内経済の活性化と定住の促進を図る取組であることから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。

3 産業の振興	(10)過疎地域持続的 発展特別事業	商工振興費補助金 雲仙市商工会が長崎県小規模事業者経営支援事業費補助金交付実施要 綱に基づき行う事業について、予算の範囲内において補助を行なう。	雲仙市商 工会	雲仙市商工会に配置されている経営指導員の 経営指導による経営改革、売り上げ向上など 小規模事業者の経営安定が図られることは、 市内経済の活性化と定住の促進を図る取組で あることから、持続的発展に資するものであ り、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業であ る。
3 産業の振興	(10)過疎地域持続的 発展特別事業	雲仙市産業サポート事業 ①創業・経営改革サポート事業 ②買物弱者支援サポート事業 ③新型コロナウイルス感染症対策事業	市	創業及び新たに設立された企業の事業活動 の支援並びに中小企業の経営改革及び異業 種の連携による新事業への支援等を行うこと で、市内産業の活性化及び定住の促進を図る 取組であることから、持続的発展に資するもの であり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業 である。
3 産業の振興	(10)過疎地域持続的 発展特別事業	商工業活性化推進事業 ①創業支援事業 ②新規出店支援事業 ③商工業者経営持続化支援事業 ④商店街等賑わい創出事業	市	商工業の振興を図ることは、事業継承や若者 の雇用増加を図るための取組であることから、 持続的発展に資するものであり、効果は一過 性でなく、将来に及ぶ事業である。
3 産業の振興	(10)過疎地域持続的 発展特別事業	雲仙市魅力ある職場づくり事業補助金 人材育成のための研修等に要する経費の支援をおこなう。	市	学校卒業者の地元就職を促進し人口減少対 策に寄与する取組であることから、持続的発 展に資するものであり、効果は一過性でなく、 将来に及ぶ事業である。

(工) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
雲仙市全域	製造業、農林水産業（農林水産物 等販売業を含む）、観光業（旅館 業を含む）、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容
上記、(イ)(ウ)のとおり

(オ) 公共施設等総合管理計画との整合

過疎地域の公共施設及びインフラについては、本市の公共施設等総合管理計画に基づき、維持管理などを行う。

農林業関係施設等（産業関係施設）

一部老朽化が始まった施設の危険箇所については、早期に改修し利用者の安全の確保に努める。また、利用率が低い施設、費用対効果が低い施設等については、他施設機能との統廃合・複合化、民間活力の活用（PPP/PFI）等を含め、施設のあり方について再検討を行う。

現在の事後保全型の管理では、不測の事態により一定期間使用できなくなる等の市民サービス低下を招くおそれがあるため、予防保全型の管理に転換し、市民サービス低下を防ぐとともに、併せて施設の長寿命化へ取り組む。

4 地域における情報化

(1) 地域における情報化の方針

地域における情報化については、市民生活の向上を図るため、情報通信技術を活用した Society5.0 の実現に向け、取組を推進していく。

(ア) 現況と問題点

本市の情報化の現況は、通信インフラ整備の遅れから、情報通信技術の活用における都市部との格差が生じていたが、令和3年度に超高速ブロードバンド環境の整備が完了することにより、格差が解消しつつある。今後は、市民が情報化社会のもたらす豊かさを享受できる環境の整備に向け、市民への情報提供、地域産業の活性化、行政の情報化、ICT 活用能力の向上などの課題に対し、情報通信基盤を活用した地域情報化に早急に取り組み、市民生活の利便性の向上や地域の活性化を図る必要がある。

(イ) その対策

市内全域において、情報の大容量化、高速化に対応できる光ファイバーなどの超高速ブロードバンド環境の活用及び5G 通信等の次世代通信環境の受信エリアの拡大を推進し、市民への情報提供、地域産業の活性化、行政の情報化、ICT 活用能力の向上に努めるとともに、国が目指す Society5.0 の実現に向け、地域における情報通信技術の活用を進める。

(ウ) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的发展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	地域情報化推進事業 デジタルを活用した課題解決事業 地域における課題や日常生活における不便などを解決するためのアプリ ケーション開発等に要する経費	市	地域や日常生活における課題を市民から直接 収集し、それらの解決に向けて、情報化技術 を活用し、迅速かつ柔軟に対応していくこと は、地域の持続的发展に資する取組であるこ とから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業 である。
4 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	地域情報化推進事業 長崎県データ連携基盤負担金 行政と民間の有する様々なデータの集積・活用を可能とする県下統合した データ連携基盤を運営するための費用負担	市	分野間・地域間のデータ流通から、地域課題 の解決や新たなサービスの創出による生産性 の向上、地域活性化を図り、Society5.0の実現 に向けて取り組むことは、地域の持続的发展 に資する取組であることから、効果は一過性 でなく、将来に及ぶ事業である。
4 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	行政デジタル化推進事業 アンケート・申込フォーム利活用事業 インターネット等を利用した住民アンケートや各種申請、電子決済を可能と するためのサービス利用に要する経費	市	市民生活の多様化に対応するため、情報化技 術を活用し、行政サービスの利便性を向上さ せていくことは、地域の持続的发展に資する 取組であることから、効果は一過性でなく、 将来に及ぶ事業である。

(エ) 公共施設等総合管理計画との整合

過疎地域の公共施設及びインフラについては、本市の公共施設等総合管理計画に基づき、維持管理などを行う。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 交通体系の整備の方針

地域公共交通については、地域の人口減少や自家用自動車の普及に伴い日常生活における公共交通機関の利用者が年々減少している状況にあり、公共交通事業者は厳しい経営を強いられている状況にある。

しかし、急速に進む少子高齢化により、今後、交通弱者の通学、通院や買い物など日常生活における交通手段の確保はますます不可欠なものとなってくる。また、本市の観光資源や島原半島の観光資源により今後の交流人口の拡大が期待されることであり、さらには令和4年度に予定されている九州新幹線西九州ルートの開業に向け、観光客のアクセス確保のため、二次交通としての鉄道やバスの充実を推進する必要がある。

このようなことから、生活路線である鉄道、路線バスや乗合タクシーの維持継続を図るとともに、観光客のアクセス向上を図るために、本市と空港やターミナル駅とを結ぶ公共交通網の整備を推進する。

また、オンデマンド型乗合交通の実証実験及びその本格運行により、少子高齢化を見据えた総合的かつ持続的な新たな地域交通の確立を図る。

(2) 国道・県道及び市道の整備

全域が均衡の取れた発展を遂げるためには、市内を安全かつ快適に往来できる交通体系の整備が必要であり、市民の生活道路の維持・補修・改良や地域間を結ぶ道路の新設など、市道の計画的な整備を推進する。

また、一般国道57号については、現道改良による機能強化の早期実施を要望し、高規格道路「島原道路」については、早期整備と早期事業化を要望する。

(3) 農道、林道及び漁港関連道の整備

農林道及び漁港関連道については、農林水産業の振興に寄与するだけでなく、市民生活にも欠くことのできないものであるため、今後も国道、県道及び市道との関連性を考慮し、計画的な整備に努める。

(ア) 現況と問題点

(交通体系)

公共交通については、鉄道と路線バスが主な公共交通機関となっているが、千々石・小浜・南串山地域方面はバス路線のみで、市内を横断するには愛野地域での乗り継ぎが必要となり不便な状況であることや、人口減少や自家用自動車の普及などにより、公共交通機関の利用者は年々減少を続けており、路線維持のための利用促進など、市民の身近な足としての公共交通手段の確保が緊急の課題となっている。

また、本市は国立公園雲仙や小浜温泉など豊富な観光資源を有し、観光地へのアクセスや周遊を支える路線バスは重要な役割を果たしている。

鉄道事業においては、線路設備や車両等の老朽化に伴い安全輸送設備等の整備が急務となっている。

海上交通については、国見地域の多比良港と熊本県の長洲港がフェリーで結ばれており、長崎県と熊本県を結ぶ重要な交通手段となっている。

(国道・県道及び市道)

本市の道路網は、旧町地域ごとに幹線となる国道へ接続するよう縦断するように整備されており、旧町地域間を横断する道路が少ない状況である。

本市には、令和2年4月1日現在、国道100km、県道77km、市道1,080kmの道路が整備されている。主要道路は、島原半島を一周する一般国道251号、愛野から千々石、小浜及び雲仙を経て島原に至る一般国道57号及び国見から雲仙を経て口之津に至る一般国道389号があり、これを県道、市道が補完している。また、一般国道251号と並行する雲仙グリーンロードも地域の重要な道路となっている。

なお、愛野町から小浜町までの間は幹線道路が一般国道57号のみであり、地域住民の大きな不安材料となっており、幹線道路の整備は悲願となっている。

また、広域的な高速交通体系の整備が進展する中、産業・経済及び観光のルートとして対応できる高規格道路島原道路の早期整備に向けて関係機関等と連携した整備の促進が急務となっている。

一般国道251号では、小浜町の木指地区から南島原市加津佐町権田区間において、国道沿いまで高い崖地が迫っており、降雨によるがけ崩れが発生し通行止めとなることが多く道路災害防除対策は急務となっている。

一般国道389号は、多比良港や百花台公園や雲仙などの拠点を結び交流人口の促進などにも期待が出来る道路であり、国見町の多比良バイパス及び国見拡幅と小浜町では坂上下拡幅の早期整備が求められている。一般県道北野千々石線は、挟隘であり、がけ崩れや倒木などで交通遮断となる為、改良整備は必要不可欠となっている。

市道については、令和2年4月1日現在、改良率35.9%、舗装率86.7%であるが、地形的要因により急勾配、幅員狭隘な道路も多く、そのような道路では緊急車輛の通行が困難であるほか、歩行者の安全確保も難しく、早急な対応が必要となっている。

(農道、林道及び漁港関連道)

農林道及び漁港関連道については、農林水産業の振興を図るため、これまでも逐次整備を行ってきた。また、本市には広域農道も走っており、市民の生活道としても活用されている。しかしながら、未整備の農道は幅員が狭いため大型機械が通行しにくいなどの問題もあり、引き続き整備が必要となっている。

(イ) その対策

(交通体系)

交通弱者の通学、通院や買い物など日常生活における交通手段を確保するために、また、観光アクセスを確保するため、バス事業者が運行する乗合バスの不採算路線に対して支援を行う。

また、生活交通や観光アクセスにおいて重要な役割を果たす鉄道事業について、安全性の確保に必要な施設設備整備や事業運営維持に必要な経費について支援を行う。

現在、実施している乗合タクシー事業の推進を図り、交通弱者の移手段確保に努める。
 さらに、モビリティ革命「Maas」の研究を行うとともに、オンデマンド型乗合交通の実証実験及びその本格運行を行う協議会等の関係団体への支援を行う。

(国道・県道及び市道)

国及び県との連携により、基幹道路の整備を促進する。

産業・経済及び観光のルートとして対応できる高規格道路「島原道路」の早期完成及び医療・防災・産業などへ大きく寄与する愛野町から小浜町までの幹線道路の整備や他の国道・県道においても整備に向けて、国や県及び関係機関への働きかけを強化し、建設促進期成会等と連携しながら推進活動を行う。

市民の生活道路については、道路施設等の長寿命化のため、道路の維持・補修・改良を計画的に実施する。

(農道、林道及び漁港関連道)

農林道及び漁港関連道の整備を推進し、通作条件や生産基盤の整備を図る。

(ウ) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	市道国見旧県道1号線改良事業 計画延長 L=485m 幅員 W=5.0m	市	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	市道国見塩屋下原線改良事業 計画延長 L=520m 幅員 W=7.0m	市	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	市道瑞穂大川高田線改良事業 計画延長 L=242m 幅員 W=5.0m	市	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	市道瑞穂古江線改良事業 計画延長 L=380m 幅員 W=5.0m	市	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	市道瑞穂椎ヶ谷線改良事業 計画延長 L=450m 幅員 W=5.0m	市	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	市道吾妻平木場線改良事業 計画延長 L=1,130m 幅員 W=5.0m	市	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	市道吾妻高辻線改良事業 計画延長 L=424m 幅員 W=7.0m	市	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	市道吾妻河内線改良事業 計画延長 L=600m 幅員 W=5.0m	市	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	市道吾妻山上線改良事業 計画延長 L=244m 幅員 W=5.0m	市	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	市道吾妻横山線改良事業 計画延長 L=260m 幅員 W=5.0m	市	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	市道吾妻菟塚・日暮坂線改良事業 計画延長 L=400m 幅員 W=5.0m	市	

5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道道路	市道吾妻菟塚・日暮線改良事業 計画延長 L=400m 幅員 W=5.0m	市	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道道路	市道愛野関・首塚線改良事業 計画延長 L=300m 幅員 W=5.0m	市	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道道路	市道愛野池無田線改良事業 計画延長 L=100m 幅員 W=7.0m	市	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道道路	市道千々石耕地線改良事業 計画延長 L=700m 幅員 W=5.0m	市	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道道路	市道千々石下狩場線改良事業 計画延長 L=80m 幅員 W=4.0m	市	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道道路	市道小浜日見線改良事業 計画延長 L=240m 幅員 W=3.0m	市	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道道路	市道小浜猿場線改良事業 計画延長 L=1,000m 幅員 W=5.0m	市	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道道路	市道南串山桜峯線改良事業 計画延長 L=945m 幅員 W=5.0m	市	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道道路	市道南串山加例川線改良事業 計画延長 L=310m 幅員 W=5.0m	市	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道道路	市道南串山後山尾登線改良事業 計画延長 L=399m 幅員 W=5.0m	市	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道道路	社会資本整備総合交付金事業 (市道木場山領線改良事業) 計画延長 L=1,314m 幅員 W=5.0m	市	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道道路	市道舗装補修事業 年間2路線 計画延長 L=1,000m 幅員 W=5.0m	市	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道道路	市道吾妻 東浜田線改良事業 計画延長 L=468.7m 幅員 W=7.0m	市	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道道路	市道愛野 上大江線改良事業 計画延長 L=130m 幅員 W=5.0m	市	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道道路	市道小浜 札ノ原3号線改良事業 計画延長 L=489m 幅員 W=4.0m	市	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道道路	市道南串山 京泊打越線改良事業 計画延長 L=120m 幅員 W=5.0m	市	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道道路	市道国見 上古賀1号線改良事業 計画延長 L=80m 幅員 W=6.0m	市	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道道路	市道国見 田代原2号線改良事業 計画延長 L=330m 幅員 W=5.0m	市	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道道路	市道国見 堂徳線改良事業 計画延長 L=115m 幅員 W=5.0m	市	

5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道道路	市道瑞穂 役場古江線改良事業 計画延長 L=20m	市	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道道路	市道瑞穂 伊古西原1号線改良事業 計画延長 L=34m 幅員 W=5.0m	市	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道道路	市道吾妻 牛口線改良事業 計画延長 L=110m 幅員 W=7.0m	市	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道道路	市道吾妻 牛口・牧ノ内線改良事業 計画延長 L=520m 幅員 W=5.0m	市	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道道路	市道吾妻 大熊第一線改良事業 計画延長 L=160m 幅員 W=5.0m	市	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道道路	市道愛野 浜口線改良事業 計画延長 L=160m 幅員 W=5.0m	市	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道道路	市道愛野 新崎有明新田線改良事業 計画延長 L=80m	市	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道道路	市道愛野 桃山・寝檮線改良事業 計画延長 L=81m 幅員 W=5.0m	市	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道道路	市道千々石 松原線改良事業 計画延長 L=50m	市	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道道路	市道千々石 中原線改良事業 計画延長 L=450m 幅員 W=7.0m	市	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道道路	市道千々石 中尾線、峰中尾線改良事業 計画延長 L=400m	市	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道道路	市道南串山 西浜上木場1号線改良事業 計画延長 L=200m 幅員 W=5.0m	市	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道道路	国道交差点市道取付事業 計画延長 L=340m 幅員 W=7.0m	市	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道道路	道路維持補修事業 市道国見参道線改修工事 計画延長 L=320m 市道瑞穂船津線舗装補修工事 計画延長 L=300m 市道吾妻牛口・牧ノ内線舗装補修工事 計画延長 L=500m 市道愛野今木場線側溝改修工事 計画延長 L=270m 市道千々石山頭・八ヶ島線舗装補修工事 計画延長 L=250m 市道小浜湯ノ里2号線側溝改修工事 計画延長 L=90m 市道南串山奥辺木線舗装補修工事 計画延長 L=570m	市	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道道路	県営基盤整備内市道改良共同事業 市道吾妻免場・弘法原線 計画延長L=170m 計画幅員W=7.0M 市道愛野丸山・植松線 計画延長L=1,093m 計画幅員W=7.0m	県	

5 交通施設の整備、交通手段の確保	(5)鉄道施設等 鉄道施設 鉄道車両	公共交通対策事業 ・鉄道輸送対策事業費補助金	事業者	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業	地域交通実証実験事業 新地域交通実証実験運営協議会負担金	各種団体	市民の足となる地域交通を整備することは、定住人口の確保に寄与する取組であることから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業	オンデマンド型乗り合い送迎サービス事業 共同運行事業者負担金	市・事業者	市民の移動手段となる地域交通を市内全域で本格運行として確立させることは、定住人口の確保に寄与する取組であることから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業	公共交通対策事業 ・雲仙市乗合タクシー事業補助金 ・島原鉄道補助金 ・地方バス路線維持対策補助金 ・雲仙市公共交通計画策定(R4)	市・事業者	市民の生活交通路線を維持することは、定住人口の確保に寄与する取組であることから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。

(工) 公共施設等総合管理計画との整合

過疎地域の公共施設及びインフラについては、本市の公共施設等総合管理計画に基づき、維持管理などを行う。

①道路・橋りょう・農道

市道の改良は、本市の財政状況を踏まえ、緊急性や重要性等を勘案して拡幅・改良を行っていくこととする。維持管理については、トータルコストの縮減を目指して、計画的かつ予防保全的な取組を行い、道路利用者の安全確保等に努める。

農道の改良は、重要性等を勘案して必要に応じ整備を行っていくこととする。トータルコストの縮減を目指して、計画的かつ予防保全的な取組を行う。

橋りょうについては、「雲仙市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、修繕等を推進していく。

6 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針

(上水道)

安全・安心でおいしい水を安定供給するため、広域的・計画的な水道施設の整備を進める。

(下水道)

生活環境の改善と公共水域の水質保全のため、地域特性に合った汚水処理方法で整備していく。

(環境・一般廃棄物処理)

地球環境問題をはじめとした様々な環境問題への対応を図るため、平成27年3月、市民をはじめ環境に関わるすべての関係者が目標や計画を共有し、連携・協力を行い、環境に関わる施策を計画的に推進していくための「雲仙市環境基本計画」の策定により、環境への負荷が少ない社会経済活動やリサイクルを基本とした循環型社会の形成を目指す。

(消防・防災・防犯)

市民が安心して生活を営むことができるよう、自然災害に対する防災対策や火災予防の啓発活動とともに、防災体制の強化と防災施設や防災システム等の整備に努める。また、地域住民や各種団体、関係機関と連携した防犯灯の設置などの防犯対策や交通安全対策を推進し、犯罪や交通事故のない明るいまちづくりを目指す。

(安心の住まいづくり)

快適で潤いのある市民生活を確保するため、市営住宅等や給排水施設等の計画的な改修・整備を図る。また、地震等による住宅や建築物の倒壊等による被害の軽減、住宅内での事故を低減するための一定の性能確保の形成、高齢者向け優良賃貸住宅の家賃負担の軽減を図る。

(その他)

平成22年8月に雲仙市都市計画マスタープランを策定し、合併に対応した一体的なまちづくりを進めるため、本市の都市計画に関する基本的な方針を定めた。

都市計画マスタープランの施策に沿って、実情に応じた都市計画の見直し等に取り組む。公園等の余暇施設の整備など、市民の憩いと安らぎの場の創出に努める。

庁舎等の公共施設の整備については、市民サービス及び防災拠点としての機能強化を充実させる取り組みに努める。

(ア) 現況と問題点

(上水道)

本市では、上水道1か所(浄水場50か所)により水の供給を行っている。水道普及率は99.8%と、県平均98.8%(令和元年度末時点)を1.0ポイント上回っている。

水道施設については、老朽化が進行しており、早急な改修が必要となっている。また、耐震化が進んでない状況であり、大規模な地震が発生した場合、安定した水の供給が困難である。

今後も、安全・安心でおいしい水の安定供給を図るため水道施設の整備を推進していかなければならない。

(下水道)

本市の下水道整備については、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業など地域特性にあった汚水処理方法により逐次整備を進めている。しかしながら、汚水処理人口普及率は67.4%と、県平均81.7%（令和元年度末時点）を14.3ポイント下回っており、河川や海の汚染が懸念されている。また、下水道施設の老朽化が進んでいるため、改築更新が必要となっている。今後も生活環境や公衆衛生の向上だけでなく、環境への負担を軽減し、豊かで優れた自然環境を保全するため、下水処理施設等の整備に努めていかなければならない。

(一般廃棄物処理)

ごみ・し尿といった一般廃棄物の処理は、可燃物は県央県南広域環境組合、不燃物は県央地域広域市町村圏組合で処理を行っており、し尿及び浄化槽汚泥は、雲仙市環境センターで一括処理を行っている。千々石地区、小浜地区、南串山地区のし尿及び浄化槽汚泥は、中継施設である小浜クリーンセンターで受入れ、大型バキューム車で環境センターへ運搬している。

なお、雲仙市環境センターは平成20年稼働開始から13年が経過し基幹整備の計画時期にきている。また、リサイクルの観点からペットボトルや古紙、容器包装等の分別収集を行っている。

合併前の旧町時代に使用していた4か所の一般廃棄物焼却処理施設（南串山、小浜、瑞穂、国見）は既に閉鎖・解体され、現在は不法投棄された物や資源ごみの一時保管場所であるストックヤードになっている。

今後は、地球にやさしい4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）社会を目指した各種施策を行うことが重要である。

(消防・防災・防犯)

市民の日常生活に対する安心・安全の期待が高まる中、これまで幾度となく大型台風に見舞われ、また、活断層が横断する本市においては、河川改修や海岸保全事業、急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業や治山事業など、暴風・豪雨・地震等の自然災害に対する十分な備えを行うとともに、火災や自然災害が発生したときの迅速な対応が必要である。

本市の常備消防については、国見町地域、瑞穂町地域の2地域が島原地域広域市町村圏組合、吾妻町地域、愛野町地域、千々石町地域、小浜町地域、南串山町地域の5地域が県央地域広域市町村圏組合により業務を行っている。

また、非常備消防である消防団については、雲仙市消防団が活動にあたっている。

本市における常備消防の配備については管轄エリアが広範囲なため、緊急時における消

防団の活動は必要不可欠なものである。しかしながら、団員が市外に勤務していることも多く、昼間における出動団員の確保が難しい状況にある。また、過疎化に伴い、団員の補充が難しくなっているため、団員の確保に努めている。

消防設備については、小型動力ポンプや消防ポンプ自動車などの老朽化が進んでいるため、今後も計画的な更新を行っていかなければならない。

また、消防水利については、消防基準に満たないものがあるほか、新たな設置要望も多いため、引き続き整備を図っていく必要がある。

安全で安心な生活を営むことを目的として、市内全域に自治会が維持管理する防犯灯を設置している。夜間の事故や犯罪防止の観点からみても、防犯灯の維持・設置は重要なものであることから、老朽化した防犯灯の更新や新設が必要となる。

(安心の住まいづくり)

市営住宅については、地域の実情に応じ整備を行っており、600戸が整備されている。

しかしながら、老朽化した住宅が多く、計画的に改修等を行っているものの、依然として住宅水準は低い状況にある。また、間取りや駐車場が狭いといった問題も指摘されており、現在の住民ニーズに対応できていないのが実情である。

また、地震等による住宅や建築物の倒壊等の被害の軽減、住宅内での事故を低減するための一定の性能確保の形成、高齢者向け優良賃貸住宅の家賃負担の軽減などを図るため、補助制度を設けている。市民一人ひとりが快適に住み続けることができ、快適で潤いのある生活空間づくりのため、今後も支援を続ける必要がある。

(環境)

本市は、美しい海と緑深き山々に囲まれた自然豊かな農村観光都市である。この豊かな自然環境を守り、次世代に引き継ぐことは、現代を生きる私たちの使命である。

しかしながら、近年の地下水の水質悪化に代表されるように、本市においても環境の破壊が進んでいる状況を認めざるを得ない。生活のあらゆる場面で自然との関わり方を見つめなおし、地球規模での環境保全、自然との共存を考えていく必要がある。

本市のかけがえのない豊かな自然環境を守り、次世代に残すために、緑と水を保全し、生態系の保護や、景観及び親水性に配慮するとともに、自然との共生と環境にやさしくらしとまちづくりを行う。また、地球環境問題をはじめとした様々な環境問題への対応を図るため、平成27年3月「雲仙市環境基本計画」を策定し、環境への負荷の少ない社会経済活動やリサイクルを基本とした循環型社会の形成を目指す。

(火葬場)

火葬場については施設の老朽化が進んでいるため、計画的な維持管理が必要である。

(その他)

公園については、都市公園6か所(面積42.32ha)が整備されており、市民の憩いの場、交流の場として活用されている。快適で潤いある住環境の整備を図るため、今後も公園等の整備に努めていかなければならない。

庁舎等の公共施設については、整備時期が古く、耐震化が必要な施設、高齢者や障がい者等の社会的弱者に対する整備が十分でない施設もある。不特定多数の者が利用する施設においては、耐震化、ユニバーサルデザインに配慮した整備の検討が必要である。

(イ) その対策

(上水道)

市内全域に安全・安心でおいしい水を供給するための水道施設整備事業を実施し、また、老朽化した水道施設の改良や水道施設の耐震化を推進し、安定供給のための広域的・計画的な施設整備に取り組む。

(下水道)

生活環境の保全と公衆衛生の向上及び豊かな自然環境を守るために、市内全域において、下水道事業、集落排水事業、浄化槽事業など地域の特性に合った下水処理施設等の整備計画を策定し、事業の推進に取り組む。

(一般廃棄物処理)

廃棄物の減量化と資源化率向上に向け、ストックハウス等の利用促進にむけた周知啓発を行うとともに、拠点回収施設の整備に取り組む。

また、市内4箇所に整備したストックヤードについては、資源ごみの一時保管や不法投棄ごみの分別保管場所として今後も活用していく。

し尿処理施設（雲仙市環境センター）は平成20年稼働開始から13年が経過していることから精密機能検査を実施し基幹整備の計画を検討する。

(消防・防災・防犯)

台風や豪雨、地震などの自然災害に備えるため、危険箇所の把握に努め、関係機関とともに、河川改修や海岸保全事業、急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業や治山事業のほか、家屋の耐震診断や耐震改修のための支援事業を実施するとともに、住民の防災意識の向上を図るための広報・啓発活動を推進し、自然災害の防止及び減災に努める。

火災等の災害から市民の生命と財産を守るため、防火水槽や消火栓などの各種消防防災施設の整備を推進し、消防力の充実・強化を図る。

災害発生時における迅速な対応を図るため、防災情報システムや防災機器の整備による情報収集と防災行政無線等による災害情報の確実な伝達に努めるとともに、自然災害時の避難場所や危険箇所などを周知するためのITの活用、雲仙市防災マップやハザードマップを活用した自主防災組織による防災訓練などの活動支援、常備消防施設の整備、非常備消防組織の機能充実など、各種防災体制の確立に努める。

夜間における犯罪や事故等を防止し、地域住民が安全で安心して生活できる地域社会の実現を目的として、自治会が管理する防犯灯の適切な設置及び維持を支援するとともに、節電効果が期待される防犯灯のLED化への推進を図り、自治会の防犯灯に対する維持管理の負担軽減に努める。

(安心の住まいづくり)

住環境を充実させるため、地域ニーズにあった市営住宅の建設並びに老朽化した市営住宅の計画的な改修及び建替えに取り組む。

また、住宅及び建築物の所有者に対し、情報提供や相談業務を行い、併せて、補助事業などの支援を行いながら、安心な住まいづくりの向上に努める。

(環境)

森林の持つ水源かん養、山地災害防止、水資源保護等の多面的な機能を高めるため森林の保全と適正な整備を推進する。

海浜公園や河川公園などの親水施設の整備とともに、清掃活動や放流などの活動を推進し、親水性に配慮した海岸、河川事業に取り組む。

廃棄物の不法投棄防止に取り組むとともに、環境教育、啓発活動を充実させるなど環境保全活動を推進する。また、市内の水環境（河川、地下水等）の調査・保全活動を継続的に行うとともに、環境保全活動に取り組む小・中学校、高校、環境保全団体等を支援する。

(火葬場)

市内火葬設備の定期的な修繕及び改修を行う。

(その他)

市民の憩いと安らぎの場となる都市公園や運動公園等の維持・整備に努め、レクリエーション活動の普及などにより、市民の積極的な活用はもとより、スポーツなどによる市外からの交流人口の拡大を促進する。また、観光拠点としても活用できる広域公園、自然公園、河川公園、海浜公園、歴史文化公園等の整備に努める。

庁舎等の公共施設については、将来的な財政状況・人口形態も考慮した効率的・効果的な維持・管理・運営方法及び施設配置を考慮した再編及び活用を図る。

(ウ) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 生活環境の整備	(3) 廃棄物処理施設	塵芥車購入事業 老朽化した塵芥車の更新	市	
6 生活環境の整備	(3) 廃棄物処理施設	南串山町ストックハウス整備事業 南串山町において、分け兵衛ハウスによる資源ごみ回収方式から、ストックハウスによる拠点回収方式へ移行するための施設整備	市	
6 生活環境の整備	(4) 火葬場	斎苑大規模改修事業 火葬炉設備の大規模修繕	市	
6 生活環境の整備	(1) 水道施設	上水道施設改良事業 水道施設の耐震化及び水道配水管の布設替	市	
6 生活環境の整備	(2) 下水処理施設	ストックマネジメント計画に基づく事業 ストックマネジメント計画に基づき雲仙浄化センター、千々石浄化センター、吾妻浄化センター、瑞穂浄化センター、新湯中継ポンプ場、別所中継ポンプ場、小地獄中継ポンプ場、マンホールポンプ場の改築更新行う。	市	

6	生活環境の整備	(5) 消防施設	消防施設・機械器具整備事業費 消防施設の建設、消防車両の購入	市・一部事務組合	
6	生活環境の整備	(6) 公営住宅	市営住宅改善事業 市営住宅における居住環境の向上及び市営住宅の長寿命化を図り、市営住宅ストックの有効活用を推進する、長寿命化計画に基づき改修を行う。	市	
6	生活環境の整備	(8) その他	庁舎整備事業 既存の庁舎を最大限活用することを前提に、周辺の公共施設との集約を含め、市民の皆様が集い、交流できるような総合支所庁舎の整備	市	
6	生活環境の整備	(8) その他	公共施設等総合管理計画推進事業 市が所有する公共施設の改修・統廃合・長寿命化にかかる委託費、工事費、計画改定に要する費用	市	
6	生活環境の整備	(8) その他	千千石 千千石漁港海岸高潮対策事業 漁港海岸の高潮対策事業	市	
6	生活環境の整備	(8) その他	愛野保健福祉センター整備事業 空調設備の計画的な更新及び施設の延命化を図るため空調設備の改修を行う。	市	
6	生活環境の整備	(8) その他	観光施設等整備事業 千々石農産物直売所トイレ改修工事 屋根、外壁、建具、内部壁、床タイルの改修 多目的トイレの掃除入れの新設 蛍光灯LED化改修 衛生設備の更新	市	
6	生活環境の整備	(8) その他	社会体育施設整備事業 みずほすこやかランドテニスコート改修工事 計画 砂入り人工芝 3面(2084.9㎡)	市	
6	生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	災害対策事務費 自主防災組織補助金等の災害対策に資する事務費	市	自主防災組織の活動支援を行い、地域における防災意識の向上を図ることは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
6	生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	防災訓練実施事業 災害に対する備えや市民の意識向上を図るため実施する防災訓練に係る経費	市	地域における防災意識の向上を図ることは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
6	生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	防犯灯設置補助金 自治会が行う防犯灯の設置、建替等に対する補助金。	自治会	夜間における犯罪の防止と安全確保を図り、安全・安心なまちづくりに寄与する取組であることから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
6	生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	AED設置費補助事業 自治会公民館、福祉施設、保育園、宿泊施設などAEDを購入するための補助経費	各種団体	不特定多数の市民が利用する施設へのAEDの設置を促進することは、市民の安全確保に資する取組であることから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
6	生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	老朽危険空家除却支援事業 安全・安心な住環境づくりを促進するため、老朽化し危険な空家の除却を行う方に対し、除却費の一部を補助する。	個人	危険な状態にある空家(不良住宅)を除却することで、安全・安心な居住環境を確保し、地域の活性化に寄与する取組であることから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。

(エ) 公共施設等総合管理計画との整合

過疎地域の公共施設及びインフラについては、本市の公共施設等総合管理計画に基づき、維持管理などを行う。

(上水道)

水道は市民生活に直結する重要なインフラ資産であり、水道水の安定的な供給を図るべく、「雲仙市水道事業基本計画」に基づいた更新計画を実践し、適切な施設管理を行う。

また、施設の更新にあたっては、水需要の予測から適正な規模・時期での更新とし、併せて施設の耐震化を図り、強靱な水道施設の実現とコスト削減に努める。日々の管理については、定期的な施設の点検・修繕を実施し、水道水の安定供給に努める。

(下水道)

下水道整備については、生活環境の改善と公衆衛生の確保及び公共用水域の水質保全の

ため、長寿命化を含めた施設の適正な維持管理を「下水道ストックマネジメント計画」に基づき推進していく。

▼健全度の把握の基本的な方針

「下水道長寿命化支援制度に関する手引き（案）」に基づく定期点検によって得られた結果に基づき、現在の健全度を把握する。

▼日常的な維持管理に関する基本的な方針

動作確認、電流値・圧力等の継続的な測定を行うとともに、グリスアップや消耗部品の取替え等を行い、常時機能が発揮できるよう維持管理点検を行う。

▼長寿命化、更新及び修繕に係る費用の縮減に関する基本的な方針

損傷や劣化の事前予測に基づき、浄化施設の予防的な修繕及び計画的な更新を行うことにより、コストを縮減する。

（消防施設）

消防施設は、地域防災上必要なものであり、今後も継続して維持し続ける必要がある。よって、老朽化した施設は、計画的に施設を更新していく。消防施設は、地域における配置方針や特性等から、他の施設との複合化は難しい状況ではあるが、施設更新時には、複合施設としての整備も視野に入れた検討も行う。また、個別計画を策定することにより施設の現状を把握し、予防保全による施設の長寿命化に取り組む。

（市営住宅）

個別計画にあたる「雲仙市営住宅長寿命化計画」に基づき、建替えや大規模改修等を計画的に進める。また、低所得者の住居確保とともに福祉部局との連携による住宅セーフティネット機能の安定確保を図りつつ、計画的な縮減に取り組む。

（その他施設）

その他施設については、施設の有効活用を図るため、劣化状況等を把握し、予防保全による長寿命化に取り組む。

また、その必要性や利用頻度を検証し、総合的な視点から統廃合・複合化、廃止の検討を行い、必要に応じて整備・更新を行っていく。

（スポーツ・レクリエーション施設・公園）

スポーツ・レクリエーション施設については、スポーツ・レクリエーション活動の普及・振興に伴う、市民の多様なスポーツニーズに応えられるよう、既存施設の充実を図る。

公園における管理棟、トイレ棟等は、公園としての機能上必要な物であることから、計画的にメンテナンスを実施し、適正管理に努める。

スポーツ・レクリエーション施設・公園は、指定避難所・指定緊急避難場所として指定されている施設もあり、そのような施設は、優先的な耐震化等により安全性を確保する。施設の維持管理においては予防保全を前提とした、長寿命化に取り組む。

また、施設によっては民間活力の活用（PPP/PFI）等施設の利活用について幅広く検討する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

(子育て)

若年層の流出や少子化の進行に伴い、児童が減少傾向にあるが、将来の担い手を育成するため、子ども・子育て支援事業計画に基づき、妊娠・出産期から切れ目なく保護者の状況に応じた相談や情報提供、学びの支援を行うとともに、就学前の子どもの教育・保育ニーズに応えられるよう、教育・保育施設の適正な定員の確保を図りながら、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境を整備し、併せて地域ぐるみの子育て支援への対応など、子どもの健全な発達のための環境を整える。

母子家庭や父子家庭の「ひとり親家庭」の負担は大きく、生活向上を図るため、それぞれの家庭の状況に応じた就労相談・資金の貸付けなどの相談に対応する体制を整備し、各種制度を積極的に活用できる、よりきめ細やかな福祉の増進を図る。

(高齢者)

若年層の流失や少子化などの影響により、高齢化が進んでいる。高齢化の進行とともに高齢者に対する保健・医療・介護・福祉に対する市民のニーズはますます多様化し、高齢者に対するきめ細やかな対応が求められている。

高齢者がいつまでも生きがいを持ち、元気に暮らせるよう、また、介護が必要な状態となっても安心して暮らせるよう、市の基本方針にある「笑顔いっぱいの健康と福祉づくり」に基づき施策を展開する。

(障害者（児）)

障がいがあっても住み慣れた地域で暮らし続けるために、福祉サービスや各種手当等の周知を図り、障がいのある人とその家族の介護及び経済的負担を軽減し、安心して暮らせる体制づくりに努める。

また、障がいのある人が個々の能力や特性に応じ就労できるよう障害者職場実習促進事業を活用した、障害者就業・生活支援センターぱれっとの斡旋による職場実習の促進を図る。実習を受け入れる事業者には奨励金を、障害者には自宅から実習先までの交通費と傷害保険料を支給することで、相互に障がいのある人の雇用について理解を深め、併せて障害者福祉施設（就労移行支援及び就労継続支援）を利用している障がいのある人が一般就労へ移行できるようハローワークと連携し、一般企業への就職を支援する。

障害者就労施設等が供給することができる物品及び役務に対する需要の増進を図り、障害者就労施設等で就労する障害者等の自立の促進に資するため、「雲仙市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」により、障害者就労施設等からの優先調達の推進を図る。

また、就労可能な障がいのある人については、障害者就業・生活支援センターやハローワークと連携し、一般企業への就職を支援する。

(保健)

本市の市民の健康と福祉保持増進のため総合的な福祉保健サービスを提供する拠点とな

る施設（市町村保健センター）の積極的な活用促進と、老朽化に対応した改修や改築を行い、今後も市民一人ひとりが心身ともに健やかな人生が送れるよう家庭・地域・職域・行政が一体となった市民の自発的で継続的な健康づくりを推進する。

（ア）現況と問題点

（子育て）

本市でも核家族化の進行や共働き世帯の増加などにより、子育て家庭を支える社会的な仕組みの重要性や女性が活躍できる社会環境の整備がますます重要性を増すことから、子育てと仕事の両立を支援する方策が一層求められることになると考えられる。

本市の現況として、保育所については、私立 20 か所のほかに、認定こども園が 7 か所設置されており、定員充足率は保育所が 89.5%、認定こども園（2 号認定・3 号認定）が 88.7%となっている。

また、子育てサポートセンターによる児童預かりの相互援助活動や地域子育て支援拠点事業所が 5 か所設置され、子育て中の家庭に対する育児支援の地域拠点として、親子での活動を通じて、子育て仲間づくりや情報発信を行い育児相談にも取り組んでいる。

さらに、放課後児童クラブは 15 か所設置されており、児童の放課後の生活を守る重要な役割を担っているところであるが、高まる保育ニーズに対応するため、今後も保育サービスの整備、拡充を図る必要がある。

ひとり親家庭については、子育てを一人で行わなければならないため負担が大きく、就業や収入に影響が出る家庭も少なくない。

このため、ひとりひとりのニーズに合った的確な支援につなげる必要がある。

（高齢者）

本市における 65 歳以上の高齢者数及び高齢化率は平成 27 年度末の 14,278 人（31.52%）から令和 2 年度末の 15,029 人（35.33%）となっており、旧町別では 42% を超えるところもある。

また、高齢者世帯は増加傾向にあり、高齢単身世帯や 65 歳以上の高齢者のみ世帯は年々増加傾向にある。

高齢者が住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らすためには、様々な日常生活上の課題を把握し、包括的な対応で自立を支援する体制をつくり、それを持続させていくことが必要となっている。

また、国による介護保険制度や医療制度などの改正が進められていく状況の中で、様々な制度の動きに対応した施策を展開していくことも、市民に最も身近な基礎自治体として必要であり、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組の強化も求められている。

一方、本市の少子高齢化や財政の状況に目を向けると、今後は、公的な福祉制度（公助）や介護保険に代表される社会保障制度（共助）の大幅な拡充を期待することは難しくなっており、高齢者を含めた市民一人ひとりの努力（自助）や地域、団体における市民同士の相互扶助（互助）の果たすべき役割が大切であり、またこれらを推進していくことが重要である。

(障害者(児))

視覚に障がいのある人や聴覚に障がいのある人は、見えないこと、聞こえないことで他者とのコミュニケーションに支障をきたすことが多いため、自宅にひきこもりがちになっている。

そのため、福祉サービスなどの情報が届きにくいことが原因となり、支援が遅れることがないよう、意思疎通支援者の派遣や手話通訳者の設置及び派遣に加え、手話奉仕員養成講座を開催し、奉仕員の養成、手話通訳の人材育成及び確保を図り、コミュニケーション支援の充実に努める。

また、視覚障害者生活訓練事業として、歩行訓練・点字習得訓練を行うほか、ボランティアとの交流に努め、視覚障害者の理解を図る。情報アクセシビリティの向上については、声の広報(音訳CD)事業により、情報提供を行う必要がある。

障がいのある人が頻繁に利用する公共施設については、出入り口の段差解消、障害者用トイレの設置など整備はできているものの、公共施設以外の施設は未整備のところが多い。

また、主要道路の段差の解消、幅の広い歩道の整備、視覚障害者用誘導ブロック、音響式信号機の設置など歩行空間のバリアフリー化を推進し、併せて、パーキングパーミット(身体障害者用駐車場利用証)制度の周知と協力施設の拡大、障害者用駐車場の適正利用に努める必要がある。

重度障害者や視覚に障がいのある人は、自家用車の運転が困難であるため、通院や買物などで外出する際には、タクシーなどの公共交通機関を利用しているが、医療費等の負担に加え、交通費も経済的負担となっており、障害者交通費助成事業(タクシー券)により、通院や外出の支援を行う必要がある。

また、社会参加を促進するため、障害者団体への加入や視覚障害者生活訓練への参加を呼びかけているが、新規での参加がほとんどない現状にある。障害者団体の会員数も年々減少しているため、各種団体の交流会等の開催で、団体の問題や新規会員の加入等について意見を交換する中で解決を図る必要がある。

発達障害者(児)、ひきこもり、不登校児などの家族が互いの悩みを共有することや情報交換を行う場所づくりとなる自発的活動支援事業を民間団体のぴあサポートうんげんに業務委託を行い、定期的にピアカウンセリングや当事者の手助けを実施する。

精神に障がいのある人については、入院費に対する助成制度がなく、医療費が重い負担となっており、重度障害者を自宅で介護している家庭は、介護者が働けないために生活が苦しく、手当等を必要とする人が増えているため、障害年金や特別障害者手当等の周知を行い、経済的な支援につなげる必要がある。

障がいのある人の就労促進については、就労移行支援事業所等の活用により一般就労への移行を目指しているが、就労移行支援事業所の利用が第4期障害福祉計画で掲げる目標値を下回る状況であり、利用者の減が課題となっている。障がいのある人への制度の周知や実習先の企業の確保、関係機関との連携の強化を図っていく必要がある。

長崎県障害者共同受注センターと協力連携することにより、障害者優先調達への理解が広がりつつあるが、「雲仙市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」の目標額達成と受注機会を増やし、障がいのある人の就労意欲を促進するため、さらに広報周知に努めるとともに、各部局の理解と協力が重要となる。

(保健)

本市の健康づくりの拠点となる市町村保健センターは、市内に4箇所(吾妻町・愛野町・千々石町・南串山町)にあり、いずれも平成17年10月の合併以前に建設された施設で、健康器具や各種設備など施設の老朽化が著しい。

今後市民の健康づくりを推進していく上で必要不可欠の拠点施設であるため、老朽化に伴う改修や改築を適宜実施し、適正な施設の維持管理が必要である。

また、健康指向の高まりを受け、市民が生涯生き生きと生活できるよう、さらなる健康増進の支援に努める必要がある。

(イ) その対策

(子育て)

通常保育・延長保育事業・一時預かり事業・障害児保育事業などの保育体制を充実させるとともに、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対しては、授業終了後に放課後児童クラブ等の利用を推進するなど、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進する。

複数の児童を扶養する保護者の子育てに対する経済的負担の軽減を図り、少子化対策、定住促進につなげる。

子育て世代包括支援センター事業のほか、妊婦・乳児一般健康診査、産婦健康診査、産後ケア、赤ちゃん健康相談、幼児健康診査、訪問指導、パパママひろばなど母子保健事業の充実に取り組み、安心して子育てができる支援体制の整備を図る。

児童手当等の支給や福祉医療費制度の活用のほか、子育てサポートセンター、地域子育て支援拠点事業所及び放課後児童クラブによる育児支援を行うとともに、要保護児童等に対する支援を図りながら、生活の安定と子どもの健全育成を図る。

ひとり親家庭・低所得者の福祉の充実を図るため、日常生活や子育て、教育、就労などに対する相談・支援体制と生活実態に応じた援助の充実を図る。

(高齢者)

要支援・要介護状態に陥るおそれのある高齢者が、地域での生活が継続できるよう、介護予防教室や相談体制の充実を図るとともに、地域老人クラブ等の活動支援を行う。

家族による介護を行う家庭に対し、介護用品の給付や介護慰労金を支給し、在宅介護を支援する。

独居高齢者等の世帯に緊急通報装置を設置し、緊急時の安否確認を行うシステムの整備を推進する。また、自治会や老人クラブ等による地域一体での支援体制づくりに努める。

高齢者の社会参加を促進するため、シルバー人材センターの運営を支援し、高齢者の技術・技能を活用することによる生きがいづくりと健康保持、地域福祉活動を支えるボランティア等の育成に努める。

ころばんごとがんばらんば体操教室などの介護予防事業を継続開催し、自立した生活を送ることができるよう支援する。

地域包括支援センターや担当窓口等での相談体制の整備に努めるとともに、地域ぐるみでの支援体制づくりに努める。

高齢者がタクシーを利用する場合において、その料金の一部を助成することにより、社会活動の範囲を広め、福祉の向上を図る。

(障害者（児）)

障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共存社会の実現を図るために、市報、ホームページによる周知を行うとともに障害者相談員研修会、民生委員・児童委員協議会定例会等で「障害者差別解消法」の周知を行い、障害者計画に基づいた、障がいのある人もない人も自分らしく生き生きと輝いて暮らせるまちづくりを推進する。

障がいのある人への各種福祉制度や事業を活用した生活支援や就労支援に努め、障がいのある人の社会参加を促進する。

障がいのある人はもとより、市民一人ひとりが安全かつ快適に生活できるよう、公共施設をはじめとする生活環境のバリアフリー化に取り組むとともに日常生活用具給付事業により住宅等のバリアフリー化を促進する。

障がいのある人の孤立化防止のための訪問系サービスや交通費補助等による外出支援に努めるとともに、障害者団体等の活動への参加を促進する。また、手話出前講座や広報活動等により、障がいや障がいのある人に対する正しい知識と理解を広め、こころのバリアフリーを推進する。

日常生活において、常時介護を必要とする在宅障害者へ各種障害者手当などを支給し、福祉の推進を図る。

障がい児の通学における家族介護の軽減として、特別支援学校への通学ヘルパーが付き添い、必要な支援を行なう通学支援を実施する。

なお、令和3年度から島原特別支援学校にヘルパー派遣を利用して通学する児童及び生徒のうち、公共交通機関だけでは通学困難な場合に登校時の移動支援として「雲仙市通学支援バス」の運行を開始する。

緊急時や外出時に必要な支援や配慮を周囲の人に伝えるための「ヘルプマーク」と障がいのある方が困ったときに助けを求めるときの「ヘルプカード」の推進を図り、障がいのある人が安心して在宅生活を送れるよう支援する。

相談支援体制の充実としては、指定相談支援事業所による巡回相談を継続し、令和3年度から障がい者又は障がい児の重度化及び親亡き後を見据え、地域生活を支援するための24時間の緊急時の相談及び受入れ対応を実施する。併せて、地域自立支援協議会の専門部会等を活用し、情報共有や関係機関との連携の強化を図る。

(保健)

市民の健康づくりの拠点となる市町村保健センターの老朽化等に伴う施設の改修や改築、並びに健康器具や各種整備などの更新を適宜行うことにより適正な施設の維持管理に努める。

市民が、鍼・灸及びあん摩マッサージの施術を受ける場合において、施術費の一部を助成する等の支援を行うことにより、幅広い年齢の方々の健康増進を図る。

(ウ) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)児童福祉施設 保育所	保育施設整備事業 私立保育所の施設整備等に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることのできるような体制整備を行う。	社会福祉 法人 学校法人	
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	放課後児童健全育成事業 放課後児童指導員を配置し、小学校に就学している児童を受け入れる児童クラブに対して助成を行う。	社会福祉 法人 学校法人	保護者の負担を軽減し、子育てしやすい環境を整えることは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	地域子育て支援拠点事業 子育てに関する情報提供、交流の場の提供を行う社会福祉法人等に対し、助成を行う。	社会福祉 法人 学校法人	子育てしやすい環境の整備を支援することは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	福祉医療費支給事業 乳幼児、子ども、母(父)子家庭の母(父)と子、及び寡婦に対し、医療費の一部を支給する。	市	保護者の負担を軽減し、子育てしやすい環境を整えることは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	育児用品購入助成事業 乳幼児を養育している保護者の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを行い、出生数の増加につなげる。	市	保護者の負担を軽減し、子育てしやすい環境を整えることは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	民間教育・保育施設給付事業 家庭の保護者に代わって保育を行う民間保育所等に対して運営費を支給する。	社会福祉 法人 学校法人	子育て世代が生活と仕事を両立することができる環境づくりや支援を行い、子育てしやすい環境を整えることは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	民間保育所特別保育事業 小学校低学年児童受入事業として、保育所内に小規模児童クラブを設置している保育所に対して助成を行う。 (保育所地域活動事業補助金)	社会福祉 法人 学校法人	保護者の負担を軽減し、子育てしやすい環境を整えることは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	民間保育所保育対策等促進事業 仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を容易にするとともに、子育ての負担を緩和し、安心して子育てができるような環境整備を総合的に推進するため、取組みを行う保育所等に対して助成を行う。(延長児童発達支援事業補助金)	社会福祉 法人 学校法人	保護者の負担を軽減し、子育てしやすい環境を整えることは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	一時預かり事業 保護者の傷病等により緊急・一時的に保育が必要となる児童の保護に要する費用の一部助成	社会福祉 法人 学校法人	保護者が安心して就労できる環境の整備を図り、子育てしやすい環境を整えることは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	保育園等副食費助成事業 保育園等の各施設で実費徴収される給食の副食費において、保護者の新たな負担の発生を防止、経済的負担の軽減を図る。	市	保護者の負担を軽減し、子育てしやすい環境を整えることは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	病児・病後児保育事業 子ども子育て支援事業計画に基づき、病気や回復期にある子どもを保育所等で一時的に保育するほか、集団保育が困難な期間は自宅を訪問し一時的に保育する。	社会福祉 法人等	保護者の負担を軽減し、子育てしやすい環境を整えることは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	施設等利用給付事業 保育認定を受けた児童が、認可保育所の代替措置として認可外保育施設を利用した場合又は認定こども園1号に係る預かり保育事業を利用した場合に施設等利用給付費を支給する。	市	保護者の負担を軽減し、子育てしやすい環境を整えることは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	民間保育所障害児保育事業 障害を有する児童が保育所等へ通所する場合に、その児童を受け入れている保育所等に対して、かかる費用を助成する。	市	障害を有する児童を持つ保護者の負担を軽減し、子育てしやすい環境を整えることは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	緊急通報体制等整備事業 緊急通報装置を設置し、24時間体制で緊急通報システムの受信業務、安否確認等業務の委託を行う。	市	高齢者が安心して生活できる環境を整備することは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	食の自立支援事業 調理や買い物が必要な65歳以上の独居高齢者等に、食事を居宅に配達し、併せて安否確認を行う事業を委託する。	市	高齢者の健康で自立した生活の支援を行うことは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	老人クラブ活動等助成事業 地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である老人クラブ等の運営費の一部を助成する。	老人クラブ	高齢者の孤立化防止、生きがいづくりに寄与する老人クラブ活動に対し支援することは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	高齢者交通費助成事業 70歳以上の高齢者がタクシーを利用する場合において、その料金の一部を助成する。	市	高齢者の社会活動の範囲を広げ、社会参加の支援を行い、福祉の向上を図ることは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	高齢者就業機会確保事業 高齢者の生きがいづくりのための事業を行う一般社団法人雲仙市シルバー人材センターに対し、その運営費の一部を助成する。	シルバー人材センター	高齢者の就業ニーズに応じ、就業機会の確保・提供を行い、併せて社会参加の促進による地域活性化を図る取組に支援することは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	障害者交通費助成事業 障がいのある人がタクシーを利用する場合において、その料金の一部を助成することにより、社会活動の範囲を広げ、自立更生を助長し福祉の向上を図る。	市	障害者(児)の社会活動の範囲を広げ、自立更生を助長し福祉の向上を図ることは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(9)その他	子ども・子育て支援整備事業 放課後児童クラブ及び病児保育事業実施施設の改築等の費用の一部を助成する。	社会福祉法人 学校法人	

(エ) 公共施設等総合管理計画との整合

過疎地域の公共施設及びインフラについては、本市の公共施設等総合管理計画に基づき、維持管理などを行う。

(保健・福祉施設、子育て支援施設)

保健・福祉施設は、高齢者や障害者等の社会的弱者に配慮した施設整備を推進する。また、保健センターについては、合併前旧各町の人口規模で施設が整備されているため、配置、規模について施設利用の実態を踏まえつつ、あり方について再検討を行う。

子育て支援施設については、民間への貸し出しによる有効活用を図りながら、状況によっては譲渡や売却も検討する。

施設の維持管理においては、予防保全による長寿命化に取り組む。

8 医療の確保

(1) 医療の確保の方針

人口減少や少子高齢化が急速に進展する中で、医療需要が大きく変化することが見込まれており、市民が必要なときに必要な医療が受けられる体制づくりが求められている。

県や地元医師会などとの連携を強化するとともに、救急医療体系をはじめ在宅医療の体制整備を図る。

(ア) 現況と問題点

本市には、病院 4 施設、一般診療所 36 施設、歯科診療所 21 施設の医療機関があり、地域の医療を担っているが小児科などの専門医療機関が少なく近隣市の医療機関に依存しなければならない。

救急患者や重症患者については、島原地域広域市町村圏組合や県央地域広域市町村圏組合の救急車を利用し患者の搬送が行われており、高度救急医療が必要な重症患者については、ドクターヘリの活用も行われている。

人口減少や少子高齢化の進展に加え、開業医の高齢化や山間部集落が多いなど地理的条件もあり、在宅医療の体制整備も含めた医療サービス体制の整備が必要である。

なお、公立の医療機関として公立小浜温泉病院があり二次救急医療を担っている。

また、近年は生活様式の変化などによる生活習慣病も増加しており、予防のための各種健康診査などの充実が求められている。

市民が健康ではつらつとした生活を営めるよう、今後も地域保健医療体制の整備、充実に努めていかなければならない。

(イ) その対策

長崎県病院企業団の経営に参加することで、県南圏域における災害医療や感染症等の政策医療や、小児科救急医療などの不採算部門に係る医療確保に努める。

島原半島南西部の医療の確保のため、雲仙市と南島原市で構成される雲仙・南島原保健組合により運営される、公立小浜温泉病院と老健おばまの運営により市民の安心、安全な生活を守る。

地元医師会や医療機関と協力し、初期救急医療体制（休日当番医体制）、二次救急医療体制（病院群輪番制病院運営事業）の充実に努める。

また、高齢化の進展に伴い在宅医療の体制整備を図る。

小児救急など、不足する医療資源については近隣市との連携強化に努める。

各種健（検）診の充実と健康相談、健康教育事業を積極的に実施し、生活習慣病予防対策と疾病の予防体制の強化に努める。

(ウ) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業	病院群輪番制病院運営事業 島原半島3市にある県南医療圏内の二次救急医療機関が主体となり、地域内の病院群が共同連帯して、輪番制方式により休日・夜間等における入院治療を必要とする重症救急患者の診療を受け入れる体制を確保する。	病院群輪番制病院	休日や夜間に、安心して救急医療を受けられるように、年間を通して輪番により交替でその体制を整えることで、医療の充実が図られ、安心して暮らせる環境が整備されることは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
8 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業	在宅当番医・救急医療知識普及事業 医師会に属する医療機関により当番制で休日、祝日の一次救急患者への診療体制を確保する。	市	救急医療体制・人命救助体制を整備することで、医療の充実が図られ、安心して暮らせる環境が整備されることは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
8 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業	長崎県病院企業団負担金 長崎県と島原地域、五島地域、対馬地域及び壱岐地域の6市1町が一体となって病院を経営する長崎県病院企業団に対する、島原病院運営費用の一部負担	市	構成地域の地域住民と観光客の医療の充実が図られ、安心して暮らせる環境が整備されることは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
8 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業	子ども休日夜間救急医療支援事業 休日の夜間における小児の初期救急医療体制を確保し、小児の健康保持と安心できる子育て環境づくりを図るため、島原病院内に小児外来室を、諫早病院内に諫早市子ども夜診療センターを開設するための費用負担	市	休日・夜間の小児救急医療が確保でき、子育て環境の充実が図られることは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。

(エ) 公共施設等総合管理計画との整合

過疎地域の公共施設及びインフラについては、本市の公共施設等総合管理計画に基づき、維持管理などを行う。

9 教育の振興

(1) 教育の振興の方針

次世代を担う子どもたちのたくましく生きる力を育むため、子ども一人ひとりの個性や地域の特性を活かした特色ある教育活動を推進するとともに、国際化・情報化など社会変化に対応した教育環境の整備を進める。

(2) 図書館その他の社会教育施設等の整備等

生涯学習の拠点のひとつである図書館や、学習活動や自治会活動の場である公民館をはじめとした各種の社会教育施設については、住民の多様な学習要求に対応し、かつ、等しく利用できるような施設整備を進める。

(ア) 現況と問題点

(学校教育)

学校現場では、児童・生徒数の減少に伴う学級数の減少、少人数学級の増加など小規模化が進み、教育活動や部活動の運営などに少なからず影響が出はじめている。そのため、教育環境の再整備、充実が大きな課題となっている。

本市には私立の幼保連携型認定こども園5園、市立の小学校17校・中学校7校、県立の高等学校2校があるが、少子化の進行により、園児・児童・生徒数は年々減少しており、小・中学校の統廃合の検討の必要性が生じている。

このように児童・生徒数は減少傾向にあるが、特別な支援を必要とする児童・生徒の割合は年々増加傾向にある。したがって、児童・生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな教育を展開するための指導方法の研究や指導体制づくりを一層充実させていく必要がある。また、児童・生徒が安心して学べる学校施設や環境の整備については、いつの時代であっても努力しなければならない。

(社会教育・生涯学習)

今日の社会情勢の変化の中、人々の生活様式が大きく変わり、「量」から「質」へ、「物」から「心」へと、人々の価値観も変化し、そのニーズも多様化している。また、都市化や少子化が進行し、地域社会における連帯の希薄化も懸念されている。

本市においては、老朽化する施設や不足している読書環境などの社会教育施設が十分に整っていない。このような中、市民一人ひとりが、自己の充実と生活の向上を求めて、自主的・自発的に学べる生涯学習事業の計画や、次世代を担う青少年を健全に育てるため、地域や青少年健全育成団体等の関係団体と学校とが連携した地域ぐるみの育成活動を推進し、地域・家庭の教育力の向上を図る必要がある。

(社会体育)

本市における社会体育施設には、総合運動公園、体育館、プールなどがあるほか、小中学校の施設も活動の場として活用されている。また、ロードレースや各種大会、各種スポーツ教室などの開催により社会体育の振興を図っている。

しかしながら、社会体育施設の老朽化が進むなど、社会体育のニーズに対応しきれない状況もあるため、今後も、市民が年齢や適性に合った社会体育活動ができる環境づくりに努めていかなければならない。

(イ) その対策

(学校教育)

雲仙市教育委員会指定研究事業により、児童・生徒の個々の能力や適性に合った適切な学習指導方法等について実践的な研究を行い、その学校の教育の向上を図るとともに、研究の成果を市内全小・中学校へ波及させ、本市学校教育の振興を図る。

スクールサポーター事業や、児童生徒サポートセンター事業により、教育的配慮を要する子どもへの相談体制を整備するとともに、学習面や生活面での支援や読書活動を推進するなど、小・中学校教育活動の充実を図る。

児童・生徒が安心して学習・生活ができるよう校舎や体育館施設の外壁等（非構造部材）の耐震化や将来的な学校統廃合による新築や増築なども計画的に進めるとともに、その他施設の整備充実に努め、また、図書蔵書の充実など児童・生徒が快適に学習できる環境の整備に努める。

学校のICT環境整備を計画的に推進し、高度情報通信社会に対応できる児童・生徒を育成し、教職員のICT指導力向上や校務の情報化、情報活用能力の育成、情報モラル教育の推進等に取り組む。

少子化の進行に伴う児童・生徒数の減少を見据え、学校の適正規模や配置についての検討を重ね、通学区域の見直しや小・中学校の統廃合の可能性について検討を進める。

国際化の進展に伴う外国語によるコミュニケーション能力の向上や、国際社会を生き抜く力の育成を目指し、全小・中学校に外国語指導の補助等を行う外国語指導助手（ALT）を派遣することで、児童・生徒の豊かな国際性の素地を養う。

人口減少や少子高齢化の進行など地域が抱える課題を克服するためには、ふるさとや身近な地域に対する愛情と理解を深め、豊かな郷土愛、本市を担っていこうとする心情を育成することが重要である。

このため、本市の郷土や伝統文化、豊かな自然環境等に関する学習を充実させるとともに、教科や総合的な学習の時間等において、主体的に郷土を学ぶ教育を推進する。

旧教職員住宅等の公共施設については、将来的な財政状況・人口形態も考慮した効率的・効果的な維持・管理・運営方法及び施設配置を考慮した再編及び活用を図る。

(社会教育・生涯学習)

児童・生徒による少年の主張大会や交流行事などの青少年健全育成のための啓発事業を実施し、青少年の健全育成を推進する。また、地域の青少年・子ども育成会議、自治会や警察等の関係機関との連携により、地域の環境浄化と非行・事故防止に努めるとともに、家庭・地域の教育力を高める。

地域の文化や遊びなどについて、市民を指導者として学校教育の場に招致するなど、地域の人材を活用した学校教育と、公民館活動などの社会教育との融合による青少年教育を推進し、地域と学校が一体となって青少年を健やかに育てる教育環境づくりを進める。

図書ボランティアの養成を図り、読み聞かせ体験など、本に親しむ環境を整備し、心豊かな子ども達の育成を図る。

市民の多様な学習機会の確保のため、学習活動の拠点となる公民館や図書館など社会教育施設の整備・充実を図るとともに、図書サービスの充実を図る。

市民講座等の学習情報の提供を積極的に行い、「いつでも、どこでも、だれでも」学べ、その成果が適切に活かされる場を設定するなど、教育環境を整備することにより、学習意欲の向上・自己啓発意識の高揚を図るとともに、市民一人ひとりの生きがいを支援する。

生涯学習の拠点となる公民館での高齢者教室、婦人学級、家庭教育学級などの講座を充実させるとともに、地域間交流や世代間交流の促進、自主活動グループの育成支援を行う。また、住民に最も身近な自治公民館の活動の支援を行い、地域の活性化を目指す。

雲仙市文化連盟などの芸術・文化団体の育成と活動を支援し、美術展覧会や文化祭などの発表の場の拡充を図りながら、市民の豊かな人格形成に努めるとともに、新たな地域文化の創造を図る。併せて、九州地区や全国など上位の芸術文化コンクール・大会への参加支援を行う。

自主文化事業振興会等との連携により、文化庁などの各種補助事業を活用したホール事業の充実を図り、質の高い芸術文化に触れる芸術文化鑑賞等の機会を提供する。また、鑑賞型の観る芸術文化だけでなく、自らも参加し、体験し、創造性を高める。

参加型事業のほか、アーティストと直接関わるワークショップ等も開催する。

公民館等の公共施設については、将来的な財政状況・人口形態も考慮した効率的・効果的な維持・管理・運営方法及び施設配置を考慮した再編及び活用を図る。

(社会体育)

市民の年齢や適性に応じたスポーツの実施を奨励し、スポーツ・レクリエーションを通して健康なからだづくりを推進する。また、誰もが気軽に参加できる軽スポーツの研究・普及に努めるとともに、各種スポーツ教室の開催や、健康づくり、体力づくりに関する各種事業を実施する。

市民のスポーツ・レクリエーション交流を目的とした市民運動会等のレクリエーションイベントや、スポーツ競技力向上を目指した市民スポーツ大会を実施するとともに、各種スポーツ団体の活動支援と全国大会・九州大会等の上位大会への出場支援を行う。

少子高齢化の進行、市民のスポーツニーズの多様化などに対応するため、年齢に関係なく多くの市民が好きなスポーツを楽しめる地域ベースの総合型地域スポーツクラブの育成・定着を図るとともに、社会体育施設の整備・充実を図る。

(ウ) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 教育の振興	(1)学校教育関連施設	公共施設等総合管理計画推進事業 市が所有する公共施設の改修・統廃合・長寿命化にかかる委託費、工事費、計画改定に要する費用	市	
9 教育の振興	(3)集会施設、体育施設等	公共施設等総合管理計画推進事業 市が所有する公共施設の改修・統廃合・長寿命化にかかる委託費、工事費、計画改定に要する費用	市	
9 教育の振興	(1)学校教育関連施設	小学校教育環境整備事業 国の「GIGAスクール構想の実現」に向け、児童1人1台端末を用いた学習環境を整備するとともに、教職員の端末等の整備を行う。	市	
9 教育の振興	(1)学校教育関連施設	中学校教育環境整備事業 国の「GIGAスクール構想の実現」に向け、生徒1人1台端末を用いた学習環境を整備するとともに、教職員の端末等の整備を行う。	市	
9 教育の振興	(1)学校教育関連施設	小学校施設大規模改修事業 老朽化している学校施設の安全性を確保するため、大規模な改修工事を行う。	市	
9 教育の振興	(1)学校教育関連施設	中学校施設大規模改修事業 老朽化している学校施設の安全性を確保するため、大規模な改修工事を行う。	市	
9 教育の振興	(1)学校教育関連施設	小学校施設単独整備事業 老朽化している学校施設を適切に維持管理するため、緊急修繕を含む改修工事を行う。	市	
9 教育の振興	(1)学校教育関連施設	中学校施設単独整備事業 老朽化している学校施設を適切に維持管理するため、緊急修繕を含む改修工事を行う。	市	
9 教育の振興	(1)学校教育関連施設	学校施設環境改善交付金事業(小学校) 老朽化している学校施設の安全性や耐震性能の向上を図るため、非構造部材の耐震補強工事等を行う。	市	
9 教育の振興	(1)学校教育関連施設	学校施設環境改善交付金事業(中学校) 老朽化している学校施設の安全性や耐震性能の向上を図るため、非構造部材の耐震補強工事等を行う。	市	
9 教育の振興	(1)学校教育関連施設	学校施設整備費国庫負担金事業(小学校) 学校施設の新築・増築にかかる委託・工事を行う。	市	
9 教育の振興	(1)学校教育関連施設	学校施設整備費国庫負担金事業(中学校) 学校施設の新築・増築にかかる委託・工事を行う。	市	
9 教育の振興	(1)学校教育関連施設	学校給食センター施設整備事業 市内学校給食センターを維持管理するための施設整備	市	
9 教育の振興	(3)集会施設、体育施設等	社会教育施設整備事業 市民の文化活動の拠点として芸術文化の鑑賞機会の提供と参加を促すことにより、潤いのある地域づくりを目的として設置されている施設の維持補修を行う。	市	
9 教育の振興	(3)集会施設、体育施設等	公民館施設整備事業 地域の交流の場として重要な役割を担っている公民館施設の維持管理に係る修繕及び改修工事を行う。	市	
9 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	外国語指導助手招致事業 外国語指導助手(ALT)7名を市内小・中学校に配置し、生きた英語にふれさせながら、国際化する社会に対応できる児童生徒の育成を目指して、英語教育の充実と外国文化への理解を高める。	市	子どもたちが国際社会に対応したコミュニケーション能力を身につけることは、地域社会と国際社会の架け橋となりえることから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
9 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	ふるさと平和学習推進事業(小学校) 郷土の戦争遺構や当時の新聞資料をもとに、専門講師による講話やグループワークによる事業を実施する	市	子供たちが郷土の歴史を学ぶことにより、ふるさとや身近な地域に対する愛情と理解を深め、豊かな郷土愛、本市を担っていくとする心情を育むことが期待できることから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。

9 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	ふるさと平和学習推進事業(中学校) 郷土の戦争遺構や当時の新聞資料をもとに、専門講師による講話やグループワークによる事業を実施する	市	子供たちが郷土の歴史を学ぶことにより、ふるさとや身近な地域に対する愛情と理解を深め、豊かな郷土愛、本市を担っていくという心情を育むことが期待できることから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
9 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	児童生徒サポートセンター事業 学校教育課に訪問指導員を配置し、不登校・学校生活不適応等児童生徒やその保護者と学校との連携強化を図る。	市	学校だけでは解決できない事案における保護者・学校間の連携を深めるためのサポートを行い、事案解消へ向けての効果的な取組を行うことは、地域の担い手である子供たちの健全な育成に寄与することから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
9 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	スクールサポーター事業(小学校) 市内全小学校(17校)にスクールサポーターを配置し、支援を要する児童に対する学習支援や学校図書館の環境整備を通して、児童の読書活動支援を行う	市	児童が学校生活を送るための適切な支援が個に応じて受けられるとともに、読書活動の一層の推進を図ることは、地域の担い手である子供たちの健全な育成に寄与することから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
9 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	スクールサポーター事業(中学校) 市内全中学校(7校)にスクールサポーターを配置し、生徒の悩みの相談や支援を要する生徒に対する学習支援、学校図書館の環境整備など、生徒の読書活動のための支援を行う	市	生徒が学校生活を送るための適切な支援が個に応じて受けられるとともに、読書活動の一層の推進を図ることは、地域の担い手である子供たちの健全な育成に寄与することから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
9 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	読書活動振興事業 雲仙市図書館、公民館図書室の図書購入により、図書サービスの充実を図る。	市	豊かな人間性の涵養やまちづくりの根幹となる人づくりに寄与する読書環境を充実させることは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
9 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	雲仙市学校給食費等補助事業 雲仙市学校給食費等補助金交付要綱に基づき学校給食費等について補助を行う。	市	給食費の補助を行うことは、保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援を拡充し、より安心して子育てできる環境の整備を図ろうとするものであり、効果は一過性ではなく、将来に及ぶ事業である。

(エ) 公共施設等総合管理計画との整合

過疎地域の公共施設及びインフラについては、本市の公共施設等総合管理計画に基づき、維持管理などを行う。

(小・中学校)

学校施設の整備について、耐震化は完了しているが、老朽化した施設は改修し、児童生徒の安全の確保に努める。

一方で、小中学校は本市が所有する公共施設全体の延床面積の約41%（学校給食センターを含む）を占め、今後、老朽化により、必要となる改修・更新経費も大きいことが予測されることから、予防保全による施設の長寿命化に取り組む。また、中長期的な児童・生徒数の見通し、教育環境の向上や教育諸条件の改善の観点から、平成27年度に文部科学省が示した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を踏まえ見直しを図る。

(学校教育系施設)

国見町から吾妻町までを国見学校給食センター、愛野町から南串山町までを南部学校給食センターにて市内全域をカバーし、学校給食を提供する。

また、学校給食センターは、学校施設の規模・配置と連動して考える必要があることから、学校施設の見直しに対応しながら、予防保全に努め長寿命化に取り組む。

(図書館・博物館・集会施設・文化施設等)

市民の生涯学習や文化活動の基盤となる社会教育系施設や市民文化系施設については、

老朽化に伴い随時補修を進めるとともに、一部、利用率が低い施設、費用対効果が低い施設等については、他施設機能との統廃合・複合化、民間活力の活用（PPP/PFI）等を含め、あり方や規模等の再検討を行う。

現在の事後保全型の管理では、不測の事態により一定期間使用できなくなる等の市民サービス低下を招くおそれがあるため、予防保全型の管理に転換し、市民サービス低下を防ぐとともに、併せて施設の長寿命化へ取り組む。

10 集落の整備

(1) 集落の整備の方針

集落は、森林や農地の維持管理、国土の保全等に寄与し、また、地域に伝わる伝統芸能や歴史・文化的遺産の継承など、地域社会において様々な機能を果たしていることから、このような集落の機能を将来にわたり維持していくことが重要である。

また、市民一人ひとりが快適に住み続けることができ、若者のUターンや定住を促進するためには、基本的な住環境の整備が不可欠であり、併せて、ゆとりと潤いのある生活空間を創出することが重要である。

したがって、地域の特性を踏まえ、効率的かつ適正な生活基盤の整備を推進するとともに、日常生活における相互扶助等の集落活動を促進するためのソフト事業に取り組む。

(ア) 現況と問題点

集落を構成する一つである自治会は、市内では、山間部から沿岸部まで大小 241 の自治会があり、伝統行事などの各種活動を行っている。

本市の集落の中には、道路などの生活基盤が十分整備されていないところも多く、そのような集落では、住民の生活利便性が確保されていないため、定住化の阻害要因にもなっている。また、過疎化の進行や自治会への未加入世帯の増加などに伴い、集落区域内の住民が疎遠となり、コミュニティ活動が衰退し、地域の活力の低下を招いている。

本市においても少子高齢化が進行しており、労働力の減少、供給力の低下、経済成長の阻害など、市の産業全体の縮小につながる問題となっており、これらが要因で若者の地域への定着率を低下させ、伝統行事の消滅など地域活力の低下や、高齢者を支える若者の負担が増大し、社会保障制度の崩壊といった問題につながりかねない状況にある。

市内では適切な管理が行われていない空き家等が増加しており、地域住民の生活環境に防災、衛生、景観等の面で悪影響を及ぼす場合があるため、所有者に対して適切な管理を促すとともに、子育て世代など様々な世代のライフスタイルに応じた住環境の需要とマッチングした空き家を提供できるようにするなどの対策を実施する必要がある。

(イ) その対策

集落を構成する一つである自治会組織の再編を検討するとともに、自治会活動の活性化と、自治会未加入者の加入促進に努め、コミュニティ活動の活性化を図る。

自治会の運営、活性化及び住民要望の充足を目的とした公益的活動等に対し支援を行う。

自治会の活動拠点となる集会所について、施設の整備・維持に対する支援を行い、活動の活性化を図る。

若者世代の経済的負担を軽減し、市内への移住や定住を促進するため、住宅取得や家賃に対して補助金を交付する。また、空き家バンク制度により優良な空き家物件情報の充実を図るとともに、空き家バンク利用者に対する支援を行うことで、ライフスタイルに応じた移住受け入れ体制を構築する。

さらに、市内での連携を強化し、移住希望者の相談を総合的に受け付けるワンストップ窓口の機能を強化し、本市での生活を体験できるプログラムの充実及び情報発信の強化を図る。

住民の生活利便性の向上及び定住化の促進を図るとともに、活発なコミュニティ活動を促すための環境づくりに努め、活力ある地域づくりを行う。

農山漁村が有する伝統文化、芸能、祭りなどの文化資源伝承の推進を図る。また、棚田、だんだん畑など、本市の農地や農村が持つ地域特有の多面的機能の保全に取り組むとともに、地域資源を活かした各種住民活動や地域活動の積極的な支援に取り組む。

農業などの地域産業の担い手不足が深刻化していることから、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」に基づき、特定地域づくり事業協同組合が行う季節毎の労働需要等に対応するための労働者派遣事業等を推進し、地域社会・経済の維持・活性化を図る。

(ウ) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	住民自治推進事業 市内の自治会が身近な地域課題を自主的に解決し、自らの判断と創意工夫により地域社会を維持発展させるために行う活動を支援する。 また、自治会の組織基盤の強化や再編を支援する。	自治会	安心・安全な地域づくりや地域コミュニティの高揚に寄与する自治会活動に支援することは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。

(エ) 公共施設等総合管理計画との整合

過疎地域の公共施設及びインフラについては、本市の公共施設等総合管理計画に基づき、維持管理などを行う。

11 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等の方針

地域固有の貴重な歴史・文化を大切に保存し、後世に伝えていくために、史跡等の文化財の保存整備を進めるとともに、保護のための啓発活動を推進し、また、伝統芸能や郷土料理などの地域文化の保存・継承に努める。

(2) 地域文化の振興等に係る施設の整備等

国の重要文化財である旧鍋島家住宅の整備や雲仙市歴史資料館の各展示館を有効に活用することで、地域文化の振興等を図り、本市の貴重な文化財を後世に引継ぐ。

(ア) 現況と問題点

本市には、古墳や史跡などの歴史的遺産が数多く現存し、祭事や芸能、方言など地域独特の文化が大切に伝えられてきた。また、公役（くやく）などの共助の習慣や郷土料理などの食文化が息づいている。これらの大切な遺産を、無秩序な開発行為や生活様式の変化による風化から守ることが大切である。

(イ) その対策

埋蔵文化財等の調査・保存事業を進めるとともに、重要文化財旧鍋島家住宅や神代小路伝統的建造物群の保存と整備に努める。また、埋蔵文化財包蔵地における開発行為などへの指導や調査報告書の刊行、出土物の保存と併せ、出土品を活用した講演会等を実施するなど、文化財保存のための啓発活動とともに、本物の文化財を活用した生涯学習の推進に努める。

先人が築いた貴重な地域固有の伝統芸能や歴史資料の保存・継承に努めるとともに、地域や各種団体が行う普及・継承活動を支援する。

地域に根付いた生活習慣を大切に守り育てる。また、地域ごとの郷土料理や伝統料理などの豊かな食文化の継承に努めるとともに、これらの郷土料理の普及・発展と併せ、食の大切さを伝える食育の推進を図る。

(ウ) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等	伝統的建造物群保存事業 国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されたまちなみを保存計画に基づき修理修景を行う。 保存計画の補助基準に基づき実施する事業については補助金による支援を行う。	市	
11 地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等	鍋島邸管理費 旧鍋島家住宅の通常管理及び公開に伴う、管理人員費、庭園・家屋管理委託費ほか維持管理費	市	
11 地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等	文化財施設整備事業 文化財施設等の維持修繕整備	市	

(工) 公共施設等総合管理計画との整合

過疎地域の公共施設及びインフラについては、本市の公共施設等総合管理計画に基づき、維持管理などを行う。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 再生可能エネルギーの利用の推進の方針

本市は豊かな自然環境に恵まれ、森林や地熱など地域固有の再生可能エネルギーポテンシャルが確認されている。地域の再生可能エネルギーを有効に活用することで、地域の資源・経済循環等に貢献が可能となるとともに、化石燃料に由来するエネルギー使用量削減により温室効果ガスの大幅削減を図り、ゼロカーボンシティの実現を目指す。

さらに再生可能エネルギーを活用した新たな観光資源開発や、災害による停電時の非常用電源への活用等により地域レジリエンスの向上を図り、地域の付加価値を増加させることができれば、地域内の世帯の生計維持、所得向上を期待することができる。

このような地域経済への貢献は、雇用機会の増加などを通して、将来人口にも波及する可能性があり、脱過疎の有効な手段の一つとなり得る。

(ア) 現況と問題点

本市では、木質系バイオマスボイラーの導入や温泉バイナリー発電などに取り組んでいるが、地熱や湿潤系バイオマスなど未だ多くの地域資源は未活用のままである。

地熱資源に関しては温泉地域から既存温泉への影響を懸念する声があるため、資源保護の取り組みを進めるとともに関係者との協議を丁寧に行っていく必要がある、バイオマス事業については市内の導入事例が乏しく、事業性の検討や周辺環境への影響等、課題整理が必要である。

発電事業においては、大規模な再生可能エネルギーの活用は電力系統に接続した売電事業での事業性確保が重要となる一方、地域の小規模な事業では蓄電して自家消費が可能な体制作りが必須であるため、広く市民の理解や参加を推進するための取り組みも必要である。

熱利用においてはバイオマスや温泉熱の活用先・活用方法について、効率的な導入を進める上で十分な調査研究を行う必要がある。

(イ) その対策

地域資源の活用については、関係者との丁寧な協議に努め資源保護や周辺環境との調和を図る事業を実施し、持続可能な事業展開につながるような体制整備に取り組みつつ、地域への再生可能エネルギー導入促進のため、まずは木質バイオマス活用設備の導入や次世代自動車の購入、庁舎のZEB化など公共施設において率先的に設備導入を進め、導入手法の確立や事業性の検証等に取り組み、地域の事業者の参入や市民の理解促進を図る。

さらに、地域固有の再生可能エネルギーポテンシャルを最大限に活用した「循環」で創るエコタウンを目指すため、地域の「人財」「資源」「資金」を結びつけて、新たなビジネスモデルの創出に取り組む。

(ウ) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 再生可能エネルギー の利用の推進	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	ZEB化可能性調査事業 ゼロカーボンシティ達成に向けて、市有施設のZEB化可能性について調査 を行い、ZEB化に必要な改修内容及びCO2削減効果について検討し、具体 的なZEB導入手法を盛り込んだZEB化計画を策定。	市	地域における再生可能エネルギー及び最新 の省エネルギー技術導入の可能性を検討す ることは、地域の持続的発展に資するもので あり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業で ある。

(エ) 公共施設等総合管理計画との整合

過疎地域の公共施設及びインフラについては、本市の公共施設等総合管理計画に基づき、維持管理などを行う。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) その他地域の持続的発展に関し必要な事項の方針

まちづくりの主体は一人ひとりの市民であり、地域の様々な課題を解決して、個性豊かで活力ある地域社会を実現するためには、市民一人ひとりの社会参画が欠かせない。

市民が地域の主役となるまちづくりを実現するため、市民や団体、企業等の多様な地域の担い手が交流を深める機会の創出に努めるとともに、それぞれが行政と協働して問題を解決するシステムづくりなどに取り組む。また、市民が目的を共有しながら、ともに支えあって安心して暮らすことができるように、今後とも地域コミュニティを守り育てる施策を推進し、地域力の維持及び強化を図る。

(ア) 現況と問題点

本市では、婦人や青年などの地域団体、まちづくりやボランティア団体等によって、様々な分野で活動がなされており、こうした市民活動をより活発にするための支援と併せ、効果を高めるための行政との協働による取組について検討する必要がある。

(イ) その対策

市民相互の交流を深め、市の一体感を醸成するために、各種スポーツ大会、市民文化祭、産業イベント等の市民交流事業を実施するとともに、新たな交流事業に対する支援を行う。

市民がボランティア活動を行いやすい環境を整備するため、情報の収集・提供や啓発活動に努めるとともに、地域づくり団体の育成に取り組む。また、行政と地域づくり団体等の連携によるまちづくりを推進する。

各種補助金等を活用し、地域活動等への支援を行うことにより、人材育成、地域の活性化など、より良い地域づくりにつなげる。

(ウ) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
13 その他地域の持続的 発展に関し必要な事項				

(エ) 公共施設等総合管理計画との整合

過疎地域の公共施設及びインフラについては、本市の公共施設等総合管理計画に基づき、維持管理などを行う。

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業	結婚応援事業 (1)【結婚奨励金】 (2)【結婚新生活支援補助金】 (3)【お見合いシステム登録促進補助金】 (4)【カップル応援事業(世話やき隊)】 (5)【結婚応援専任職員】 (6)【結婚記念証書贈呈事業】 (7)【企業間交流事業】 (8)【婚活支援事業補助金】	市	未婚者に対し、婚活支援を実施し、少子化対策や定住促進を図る取組であることから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業	定住促進対策事業 (1)【定住促進奨励補助金制度】 ・新築住宅取得補助金・中古住宅購入補助金 (2)【移住促進空き家活用促進奨励補助金】 ・物件調査・家財道具等片付け・仲介手数料補助金 (3)【空き家リフォーム補助金】 (4)【若者Uターン家賃補助金】 (5)【空き家バンク登録奨励金】 (6)【地域産業雇用創出チャレンジ支援事業移住支援金】 (7)【移住希望者等に対する情報発信の強化】 (8)【奨学金償還補助金】 (9)【お試し住宅運営】	市	住宅取得や中古住宅の流通促進を図り、定住人口の確保に寄与する取組であることから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業	関係人口創出事業 ・雲仙市地域おこし協力隊設置 ・移住希望者等に対する情報発信の強化 ・特定人材移住創出事業	市	移住・定住の促進を図り、人口減少対策に寄与する取組であることから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業	定住自立圏形成事業 「中心市」の都市機能と「近隣市町村」の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、NPOや企業といった民間の担い手を含め、相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るため圏域全体に必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する。	市	地方圏への人口定住を促進する取組であることから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
3 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	光り輝く雲仙力アップ事業(水産) 漁業者への研修助成及び新規に導入する機械・施設整備への補助金	漁業者	漁業への総合的な支援により漁業者の経営安定を図ることで、若者が定着できる地場産業の振興に寄与することから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
3 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	農業就業者確保育成対策事業 新規就業者の農業技術習得への支援及び受入農家への支援を行なう。	農業者	新規就業者を確保することにより、耕作放棄地の発生や人口減少の抑制が図られる取組であることから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
3 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	光り輝く雲仙力アップ事業 農業振興を図るための市の単独補助事業	各種団体	農業への総合的な支援により農家の経営安定を図ることで、若者が定着できる地場産業の振興に寄与することから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
3 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	雲仙市農業後継者確保育成対策事業 農業次世代人材投資事業等の受給を受けない認定新規就業者を対象に、交付金を交付する。	農業者	農業後継者を確保することにより、耕作放棄地の発生や人口減少の抑制が図られる取組であることから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
3 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	和牛・乳牛保留事業 優良雌牛を市内に保留することを通じて、系統繁殖により黒毛和牛及び乳用牛の改良を促進するとともに、肉用牛生産農家又は酪農家の生産基盤を確立し、経営の安定を図る。	農業者	肉用牛生産農家・酪農家の経営安定を図ることで、若者が定着できる地場産業の振興に寄与することから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
3 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	雲仙市肉牛生産活性化事業 雲仙市内で肥育業を行うものに対し、市内産の優良な肥育素牛を導入する経費に対して支援し、農家の負担軽減を図る。	農業者	肉用牛生産農家の経営安定を図ることで、若者が定着できる地場産業の振興に寄与することから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
3 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	光り輝く雲仙力アップ事業(畜産) 施設改善や環境保全資材購入に支援し、畜産振興を図る。	各種団体	畜産業への総合的な支援により畜産農家の経営安定を図ることで、若者が定着できる地場産業の振興に寄与することから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
3 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	光り輝く雲仙力アップ事業(林業) 研修等参加への支援や、小規模な森林整備に対する支援を行い、林業振興を図る。	各種団体	林業への総合的な支援により林業を営む方の経営安定を図ることで、若者が定着できる地場産業の振興に寄与することから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。

3 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	高性能林業機械リース支援事業 林業事業者による利用間伐施業の作業効率の向上及び低コスト化を図り、森林の整備面積の拡大と森林所有者への還元増につなげていく。	各種団体	林業を営む方の経営安定を図ることで、若者が定着できる地場産業の振興に寄与することから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
3 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	観光団体等育成補助金 市内の観光の振興及び活性化を図るため、観光振興事業等を実施する観光団体等に対し、予算の範囲内において支援を行なう。	各種団体	観光業の振興を図ることは、事業継承や若者の雇用増加を図るための取組であることから、持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
3 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	国見地区まちなか再生支援事業 人口減少や後継者不足に悩んでいる商店街の現状を打破するため、外部専門家を置き、商店通りにおける地域づくりに取り組む。	市	地域商店街を活性化し事業の継承や若者の雇用を増加させることは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
3 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	雲仙市工場等設置奨励金支給事業 雲仙市内に企業立地を推進するため、立地企業に対し奨励金を支給する。	市	企業立地を推進し、雇用の創出を図ると同時に、豊富な農林水産資源に付加価値をつけ販売することにより、市内経済の活性化と定住の促進を図る取組であることから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
3 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	中小企業対策事業 中小企業設備資金利子補助	市	中小企業の設備資金や運転資金の融資及び融資資金の利子を助成することにより、経営の持続化・円滑化を推進することは、市内経済の活性化と定住の促進を図る取組であることから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
3 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	商工振興費補助金 雲仙市商工会が長崎県小規模事業者経営支援事業費補助金交付実施要綱に基づき行う事業について、予算の範囲内において補助を行なう。	雲仙市商工会	雲仙市商工会に配置されている経営指導員の経営指導による経営改革、売り上げ向上など小規模事業者の経営安定が図られることは、市内経済の活性化と定住の促進を図る取組であることから、持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
3 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	雲仙市産業サポート事業 ①創業・経営改革サポート事業 ②買物弱者支援サポート事業 ③新型コロナウイルス感染症対策事業	市	創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援並びに中小企業の経営改革及び異業種の連携による新事業への支援等を行うことで、市内産業の活性化及び定住の促進を図る取組であることから、持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
3 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	商工業活性化推進事業 ①創業支援事業 ②新規出店支援事業 ③商工業者経営持続化支援事業 ④商店街等賑わい創出事業	市	商工業の振興を図ることは、事業継承や若者の雇用増加を図るための取組であることから、持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
3 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	雲仙市魅力ある職場づくり事業補助金 人材育成のための研修等に要する経費の支援をおこなう。	市	学校卒業者の地元就職を促進し人口減少対策に寄与する取組であることから、持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
4 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業	地域情報化推進事業 デジタルを活用した課題解決事業 地域における課題や日常生活における不便などを解決するためのアプリケーション開発等に要する経費	市	地域や日常生活における課題を市民から直接収集し、それらの解決に向けて、情報化技術を活用し、迅速かつ柔軟に対応していくことは、地域の持続的発展に資する取組であることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
4 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業	地域情報化推進事業 長崎県データ連携基盤負担金 行政と民間の有する様々なデータの集積・活用を可能とする県下統合したデータ連携基盤を運営するための費用負担	市	分野間・地域間のデータ流通から、地域課題の解決や新たなサービスの創出による生産性の向上、地域活性化を図り、Society5.0の実現に向けて取り組むことは、地域の持続的発展に資する取組であることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
4 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業	行政デジタル化推進事業 アンケート・申込フォーム活用事業 インターネット等を利用した住民アンケートや各種申請、電子決済を可能とするためのサービス利用に要する経費	市	市民生活の多様化に対応するため、情報化技術を活用し、行政サービスの利便性を向上させていくことは、地域の持続的発展に資する取組であることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業	地域交通実証実験事業 新地域交通実証実験運営協議会負担金	各種団体	市民の足となる地域交通を整備することは、定住人口の確保に寄与する取組であることから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業	オンデマンド型乗り合い送迎サービス事業 共同運行事業者負担金	市・事業者	市民の移動手段となる地域交通を市内全域で本格運行として確立させることは、定住人口の確保に寄与する取組であることから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業	公共交通対策事業 ・雲仙市乗合タクシー事業補助金 ・島原鉄道補助金 ・地方バス路線維持対策補助金 ・雲仙市公共交通計画策定(R4)	市・事業者	市民の生活交通路線を維持することは、定住人口の確保に寄与する取組であることから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。

6 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業	災害対策事務費 自主防災組織補助金等の災害対策に資する事務費	市	自主防災組織の活動支援を行い、地域における防災意識の向上を図ることは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
6 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業	防災訓練実施事業 災害に対する備えや市民の意識向上を図るため実施する防災訓練に係る経費	市	地域における防災意識の向上を図ることは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
6 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業	防犯灯設置補助金 自治会が行う防犯灯の設置、建替等に対する補助金。	自治会	夜間における犯罪の防止と安全確保を図り、安全・安心なまちづくりに寄与する取組であることから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
6 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業	AED設置費補助事業 自治会公民館、福祉施設、保育園、宿泊施設などAEDを購入するための補助経費	各種団体	不特定多数の市民が利用する施設へのAEDの設置を促進することは、市民の安全確保に資する取組であることから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
6 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業	老朽危険空家除却支援事業 安全・安心な住環境づくりを促進するため、老朽化し危険な空き家の除却を行う方に対し、除却費の一部を補助する。	個人	危険な状態にある空家(不良住宅)を除却することで、安全・安心な居住環境を確保し、地域の活性化に寄与する取組であることから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	放課後児童健全育成事業 放課後児童指導員を配置し、小学校に就学している児童を受け入れる児童クラブに対して助成を行う。	社会福祉法人 学校法人	保護者の負担を軽減し、子育てしやすい環境を整えることは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	地域子育て支援拠点事業 子育てに関する情報提供、交流の場の提供を行う社会福祉法人等に対し、助成を行う。	社会福祉法人 学校法人	子育てしやすい環境の整備を支援することは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	福祉医療費支給事業 乳幼児、子ども、母(父)子家庭の母(父)と子、及び寡婦に対し、医療費の一部を支給する。	市	保護者の負担を軽減し、子育てしやすい環境を整えることは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	育児用品購入助成事業 乳幼児を養育している保護者の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを行い、出生数の増加につなげる。	市	保護者の負担を軽減し、子育てしやすい環境を整えることは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	民間教育・保育施設給付事業 家庭の保護者に代わって保育を行う民間保育所等に対して運営費を支給する。	社会福祉法人 学校法人	子育て世代が生活と仕事を両立することができる環境づくりや支援を行い、子育てしやすい環境を整えることは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	民間保育所特別保育事業 小学校低学年児童受入事業として、保育所内に小規模児童クラブを設置している保育所に対して助成を行う。 (保育所地域活動事業補助金)	社会福祉法人 学校法人	保護者の負担を軽減し、子育てしやすい環境を整えることは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	民間保育所保育対策等促進事業 仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を容易にするともに、子育ての負担を緩和し、安心して子育てができるような環境整備を総合的に推進するため、取組みを行う保育所等に対して助成を行う。(延長児童発達支援補助金)	社会福祉法人 学校法人	保護者の負担を軽減し、子育てしやすい環境を整えることは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	一時預かり事業 保護者の傷病等により緊急・一時的に保育が必要となる児童の保護に要する費用の一部助成	社会福祉法人 学校法人	保護者が安心して就労できる環境の整備を図り、子育てしやすい環境を整えることは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	保育園等副食費助成事業 保育園等の各施設で実費徴収される給食の副食費において、保護者の新たな負担の発生を防ぎ、経済的負担の軽減を図る。	市	保護者の負担を軽減し、子育てしやすい環境を整えることは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	病児・病後児保育事業 子ども子育て支援事業計画に基づき、病氣や回復期にある子どもを保育所等で一時的に保育するほか、集団保育が困難な期間は自宅を訪問し一時的に保育する。	社会福祉法人等	保護者の負担を軽減し、子育てしやすい環境を整えることは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	施設等利用給付事業 保育認定を受けた児童が、認可保育所の代替措置として認可外保育施設を利用した場合又は認定こども園1号に係る預かり保育事業を利用した場合に施設等利用給付費を支給する。	市	保護者の負担を軽減し、子育てしやすい環境を整えることは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	民間保育所障害児保育事業 障害を有する児童が保育所等へ通所する場合に、その児童を受け入れている保育所等に対して、かかる費用を助成する。	市	障害を有する児童を持つ保護者の負担を軽減し、子育てしやすい環境を整えることは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	緊急通報体制等整備事業 緊急通報装置を設置し、24時間体制で緊急通報システムの受信業務、安否確認等業務の委託を行う。	市	高齢者が安心して生活できる環境を整備することは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	食の自立支援事業 調理や買い物困難な65歳以上の独居高齢者等に、食事を居宅に配達し、併せて安否確認を行う事業を委託する。	市	高齢者の健康で自立した生活の支援を行うことは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	老人クラブ活動等助成事業 地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である老人クラブ等の運営費の一部を助成する。	老人クラブ	高齢者の孤立化防止、生きがいづくりに寄与する老人クラブ活動に対し支援することは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	高齢者交通費助成事業 70歳以上の高齢者がタクシーを利用する場合において、その料金の一部を助成する。	市	高齢者の社会活動の範囲を広げ、社会参加の支援を行い、福祉の向上を図ることは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	高齢者就業機会確保事業 高齢者の生きがいづくりのための事業を行う一般社団法人雲山市シルバー人材センターに対し、その運営費の一部を助成する。	シルバー人材センター	高齢者の就業ニーズに応じ、就業機会の確保・提供を行い、併せて社会参加の促進による地域活性化を図る取組に支援することは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	障害者交通費助成事業 障がいのある人がタクシーを利用する場合において、その料金の一部を助成することにより、社会活動の範囲を広げ、自立更生を助長し福祉の向上を図る。	市	障害者(児)の社会活動の範囲を広げ、自立更生を助長し福祉の向上を図ることは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
8 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業	病院群輪番制病院運営事業 島原半島3市にある県南医療圏内の二次救急医療機関が主体となり、地域内の病院群が共同連携して、輪番制方式により休日・夜間等における入院治療を必要とする重症救急患者の診療を受け入れる体制を確保する。	病院群輪番制病院	休日や夜間に、安心して救急医療を受けられるように、年間を通して輪番により交替でその体制を整えることで、医療の充実が図られ、安心して暮らせる環境が整備されることは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
8 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業	在宅当番医・救急医療知識普及事業 医師会に属する医療機関により当番制で休日、祝日の一次救急患者への診療体制を確保する。	市	救急医療体制・人命救助体制を整備することで、医療の充実が図られ、安心して暮らせる環境が整備されることは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
8 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業	長崎県病院企業団負担金 長崎県と島原地域、五島地域、対馬地域及び壱岐地域の6市1町が一体となって病院を運営する長崎県病院企業団に対する、島原病院運営費用の一部負担	市	構成市域の地域住民と観光客の医療の充実が図られ、安心して暮らせる環境が整備されることは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
8 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業	こども休日夜間救急医療支援事業 休日や夜間における小児の初期救急医療体制を確保し、小児の健康保持と安心できる子育て環境づくりを図るため、島原病院内に小児外来室を、諫早病院内に諫早市こども準夜診療センターを開設するための費用負担	市	休日・夜間の小児救急医療が確保でき、子育て環境の充実が図られることは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
9 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	外国語指導助手招致事業 外国語指導助手(ALT)7名を市内全小中学校に配置し、生きた英語にふれさせながら、国際化する社会に対応できる児童生徒の育成を目指して、英語教育の充実と外国文化への理解を高める。	市	子どもたちが国際社会に対応したコミュニケーション能力を身につけることは、地域社会と国際社会の架け橋となりえることから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
9 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	ふるさと平和学習推進事業(小学校) 郷土の戦争遺構や当時の新聞資料をもとに、専門講師による講話やグループワークによる事業を実施する	市	子供たちが郷土の歴史を学ぶことにより、ふるさとや身近な地域に対する愛情と理解を深め、豊かな郷土愛、本市を担っていくこととする心情を育むことが期待できることから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
9 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	ふるさと平和学習推進事業(中学校) 郷土の戦争遺構や当時の新聞資料をもとに、専門講師による講話やグループワークによる事業を実施する	市	子供たちが郷土の歴史を学ぶことにより、ふるさとや身近な地域に対する愛情と理解を深め、豊かな郷土愛、本市を担っていくこととする心情を育むことが期待できることから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
9 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	児童生徒サポートセンター事業 学校教育課に訪問指導員を配置し、不登校・学校生活不応等児童生徒やその保護者と学校との連携強化を図る。	市	学校だけでは解決できない事案における保護者・学校間の連携を深めるためのサポートを行い、事業解消へ向けての効果的な取組を行うことは、地域の担い手である子供たちの健全な育成に寄与することから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
9 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	スクールサポーター事業(小学校) 市内全小学校(17校)にスクールサポーターを配置し、支援を要する児童に対する学習支援や学校図書館の環境整備を通して、児童の読書活動支援を行う	市	児童が学校生活を送るための適切な支援が個に応じて受けられるとともに、読書活動の一層の推進を図ることは、地域の担い手である子供たちの健全な育成に寄与することから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。

9 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	スクールサポーター事業(中学校) 市内全中学校(7校)にスクールサポーターを配置し、生徒の悩みの相談や支援を要する生徒に対する学習支援、学校図書館の環境整備など、生徒の読書活動のための支援を行う	市	生徒が学校生活を送るための適切な支援が個に応じて受けられるとともに、読書活動の一層の推進を図ることは、地域の担い手である子供たちの健全な育成に寄与することから、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
9 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	読書活動振興事業 雲仙市図書館、公民館図書室の図書購入により、図書サービスの充実を図る。	市	豊かな人間の涵養やまちづくりの根幹となる人づくりに寄与する読書環境を充実させることは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
9 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	雲仙市学校給食費等補助事業 雲仙市学校給食費等補助金交付要綱に基づき学校給食費等について補助を行う。	市	給食費の補助を行うことは、保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援を拡充し、より安心して子育てできる環境の整備を図ろうとするものであり、効果は一過性ではなく、将来に及ぶ事業である。
10 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	住民自治推進事業 市内の自治会が身近な地域課題を自主的に解決し、自らの判断と創意工夫により地域社会を維持発展させるために行う活動を支援する。 また、自治会の組織基盤の強化や再編を支援する。	自治会	安心・安全な地域づくりや地域コミュニティの高揚に寄与する自治会活動に支援することは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
12 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	ZEB化可能性調査事業 ゼロカーボンシティ達成に向けて、市有施設のZEB化可能性について調査を行い、ZEB化に必要な改修内容及びCO2削減効果について検討し、具体的なZEB導入手法を盛り込んだZEB化計画を策定。	市	地域における再生可能エネルギー及び最新の省エネルギー技術導入の可能性を検討することは、地域の持続的発展に資するものであり、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。